

新宿区第二次環境基本計画



 **新宿区**
SHINJUKU CITY

新宿区第二次環境基本計画

平成25年(2013)2月



平成25(2013)年2月

 **新宿区**
SHINJUKU CITY

新宿区

持続可能な環境都市・新宿を目指して

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、原子力発電所の重大な事故が起こり、大量の放射性物質の放出、電力需給の逼迫など社会経済へ甚大な影響を与えました。このような変化に対応し、「持続可能な環境都市・新宿」を目指して、「新宿区第二次環境基本計画」を策定しました。

新宿区では、平成15年度に「新宿区環境基本計画」を策定し、平成19年度には、計画を改定し「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を基本目標に加えしました。また、平成23年3月には、「新宿区地球温暖化対策指針」を策定するなど、環境施策を計画的に推進してきました。

今回の第二次環境基本計画は、基本構想が掲げる「『新宿力』で創造するやすらぎとにぎわいのまち」を踏まえ、目指すべき環境都市像を「地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となつてつくる持続可能な環境都市・新宿」と設定しました。この環境都市像を実現するため、「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」を横断的な観点とし、5つの基本目標と3つの重点施策を示しています。

特に、エネルギー政策に関する区民意識の変化を捉え「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用の推進」を基本目標の一つとして掲げ、創エネの推進や地域エネルギーマネジメント構築の方向性を示すとともに、重点的な取り組みの一つに「スマートコミュニティの形成」を取り上げ、エネルギーの賢い活用の具体的な取り組みも示しています。

この計画の策定にあたり、平成23年9月に環境審議会に諮問したところ、審議会及び環境基本計画策定専門部会において熱心な審議が行われ、答申をいただきました。

また、パブリック・コメント（意見公募）では、区民の皆様から寄せられた多くの意見を参考にさせていただきました。ご協力いただいた皆様方に厚く御礼申し上げます。

今後とも、このかけがえのない地球を次の世代に確実に引き継いでいくために、これまで以上に区民・事業者・区が連携・協働して、環境への取り組みの環を地域へ広めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年2月

新宿区長

中山弘子



目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的	2
2 基本事項	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 対象期間	4
3 各主体の責務・役割	5

第2章 新宿区を取り巻く環境の現状

1 新宿区の環境に関連する社会的動向	8
(1) グローバル・全国的な環境トピック	8
(2) 国・都の環境政策の主な動向	14
2 新宿区における取り組み状況と課題	16

第3章 計画の目指すもの

1 目指すべき環境都市像	24
2 計画の体系	26
3 横断的な観点	28
(1) 参加と協働の促進	28
(2) グリーン経済の推進	29
4 5つの基本目標	30
基本目標1：人と自然が調和したまちの快適性を確保します	30
基本目標2：資源循環型の社会を構築します	31
基本目標3：身近な環境の安全安心を守ります	32
基本目標4：地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します	33
基本目標5：地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます	34

第4章 重点的な取り組み

1 主体的な環境活動とネットワーク化の促進	36
2 環境学習の推進	38
3 スマートコミュニティの形成	40

第5章 個別施策と各主体の取り組み

1 人と自然が調和したまちの快適性を確保します	44
1-1. 自然とのふれあいの場の創出	44
1-2. 都市生活の快適性の確保	46
2 資源循環型の社会を構築します	48
2-1. 3Rの推進	48
2-2. ごみの適正処理	50
3 身近な環境の安全安心を守ります	52
3-1. 公害対策等	52

3-2. 有害汚染物質の適正管理	54
4 地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します	56
4-1. 創エネの推進	56
4-2. 地域エネルギーマネジメント構築の促進	58
5 地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます	60
5-1. 地球温暖化対策の推進	60
5-2. ヒートアイランド対策の推進	62

第6章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	66
2 計画の進行管理	67

資料編

●策定経緯	70
●委員名簿	72
●第一次計画の総括	74
●環境行政のあゆみ	76
●区民・事業者等アンケートの実施概要	78
●国勢調査に基づく新宿区の将来推計人口	78

用語集（区の事業解説等含む）	79
----------------	----

新宿区環境都市宣言	90
-----------	----

表紙（表）	右上：新宿中央公園 左上：新宿大ガード 中央右：風力と太陽光発電の ハイブリッド型街路灯 中央：内藤とうがらし 中央左：神田川沿いの桜並木 右下：新宿御苑 左下：甘泉園公園
表紙（裏）	地球温暖化対策の見える化看板

第1章

計画の基本的事項

計画の目的や対象期間など、この計画の基本的事項を示します。

- 1 計画の目的
- 2 基本事項
- 3 各主体の責務・役割

第1章

計画の基本的事項

第2章

新宿区を取り巻く環境の現状

第3章

計画の目指すもの

第4章

重点的な取り組み

第5章

個別施策と各主体の取り組み

第6章

推進体制と進行管理

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

私たちの新宿区は、約32万の人口とその二倍以上の約75万人の昼間人口を抱え、世界一の乗降客数を誇る新宿駅、日本有数の繁華街と言われる歌舞伎町を有する大都市です。西新宿地区の高層ビル群などにはオフィスが集積し、大学などの学術研究機関では最先端技術の研究・開発など、様々な活動が行われています。



一方で、新宿区は、住居系の地域が過半を占める生活の場でもあります。また、新宿御苑、明治神宮外苑、おとめ山公園、新宿中央公園や箱根山のある戸山公園などのまとまった自然や、外濠や神田川、妙正寺川などの水辺のあるみどり豊かな都市でもあります。



このように多様な面を持つ新宿区では、その環境施策も多岐にわたるとともに、時代とともに変化し続けています。

公害問題が深刻化した昭和40年代初頭に、新宿区は積極的に公害対策に乗り出しました。

その後、環境問題に対する視点は、快適環境の実現、地球環境問題へと常に変化し

続けています。また、区は以前から地域でのごみ分別や集団回収*、リサイクルなど住民や団体との協働による環境活動に積極的に取り組んできていますが、今後も3R活動などを通じて、資源循環型社会*の形成に向けて努力を続けていくことも大切です。

新宿区では、平成6（1994）年に「新宿区環境都市宣言」を行い、この中で「環境を考え行動する人びとが、ともに生き、集うまち、新宿区」を実現することを宣言しました。その後、平成15（2003）年度に「新宿区環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、平成20（2008）年には新たに「地球温暖化・ヒートアイランド現象*を防ぐ」を重要課題として計画改定を行いました。その後、平成23（2011）年3月に「新宿区地球温暖化対策指針」を策定す



るなど、環境施策を計画的に進めてきました。

区内では、大気、水環境などに改善がみられる一方で、日常生活や事業活動による環境への影響は以前より大きくなっています。事業所でのエネルギー使用量や排出される二酸化炭素（以下「CO₂」という。）は増加傾向にあり、繁華街、建設現場等における騒音などの生活環境に係る問題も発生しています。また、大量のエネルギーを消費する都市として、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性*の保全などの問題への対応も求められています。

さらに、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による環境とエネルギーに対する意識の変化を受け、一層の節電や再生可能エネルギー*の利用を通じた創エネ¹⁾など、災害時も含めた将来のエネルギー利用に対応していく必要があります。

これらの環境問題は、私たちの生活や事業活動と密接に結びついています。この問題を解決するためには、一人ひとりができることに取り組むとともに、地域へ取り組みの輪を広げていくことが重要です。

一方で、昨今の経済情勢をみると、環境保全・改善の動きが様々な経済的効果に繋がるよう、グリーン経済²⁾によって地域を発展させることも必要となっています。

以上の背景を踏まえ、「新宿区第二次環境基本計画」は、新宿区の将来の環境を見据えながら、区民・事業者・区による「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」を横断的な観点とし、次の10年間（平成25（2013）年度～平成34（2022）年度）の基本目標と進めるべき具体的な施策、重点的な取り組みを示すことを目的とします。

この計画に基づき、「新宿力」³⁾を活かしながら、一人ひとりが“できることを着実に実行する”ことにより、今以上に素晴らしい新宿区的环境を築いていきます。



*は用語集参照

1) 創エネ

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーなどを活用して新たにエネルギーを創り出すことに加え、節電などの省エネ活動による使用量の削減により、相対的に活用できるエネルギーを創り出すこと。

2) グリーン経済

将来にわたり、持続可能な経済成長を実現するために、環境問題を経済の中心に据えて、環境を守りながら経済を発展していくこと（用語集参照）。

3) 新宿力（「新宿区基本構想」より）

新宿の強みとして以下の2つを意味します。

①自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景に、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力

②多様性や先端性を受容する都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人のもつ無限に広がる未知のエネルギー

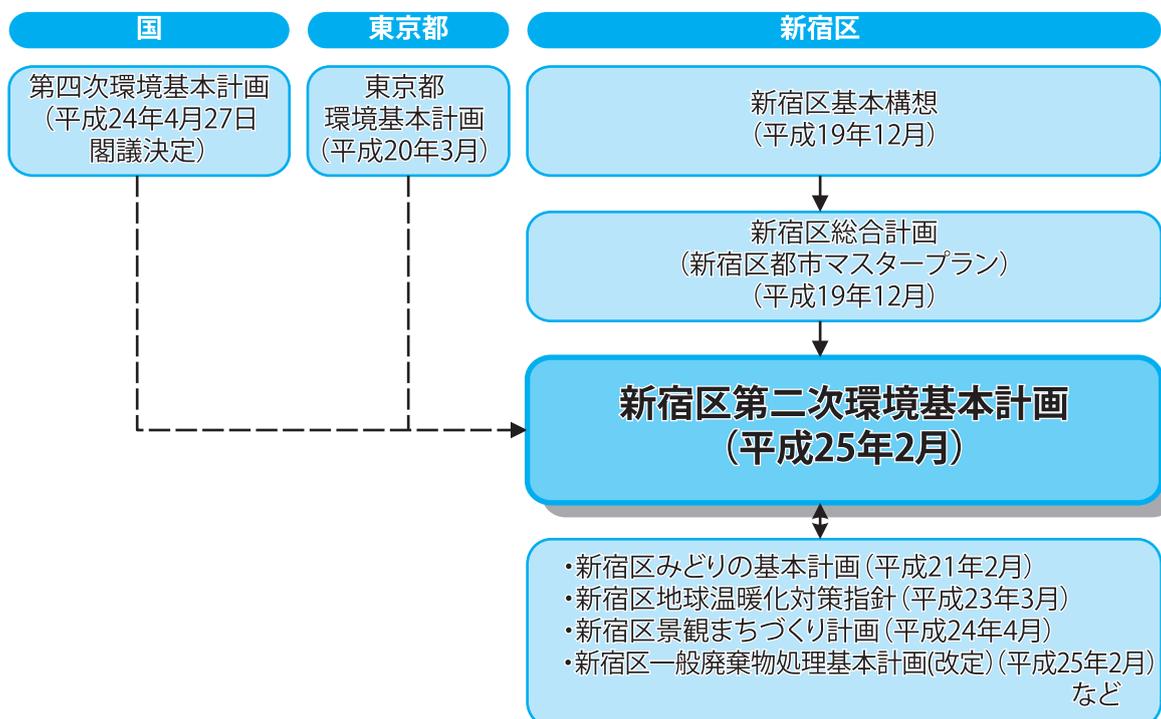
2 基本事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「環境基本法」や「新宿区環境基本条例」第7条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画であるとともに、「新宿区基本構想」及び「新宿区総合計画」に基づく環境分野の個別計画でもあります。

また、この計画は、「新宿区みどりの基本計画」、「新宿区景観まちづくり計画」などと相互に連携した計画です。

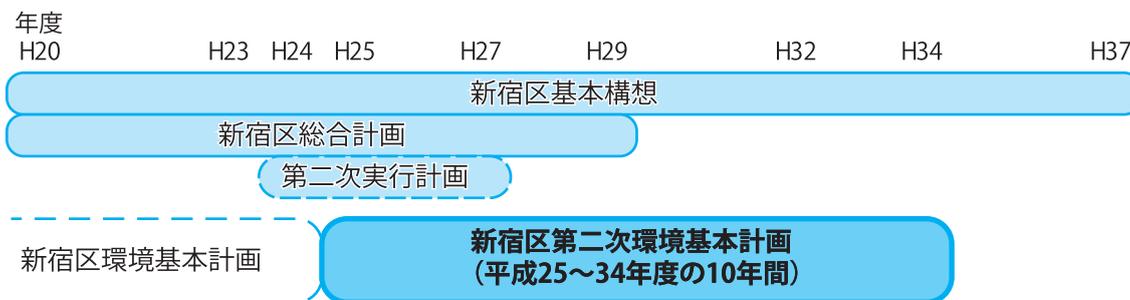
図1-1 計画の位置づけ



(2) 対象期間

この計画の期間は平成25（2013）年度～平成34（2022）年度の10年間とします。

図1-2 計画の期間

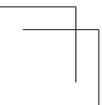
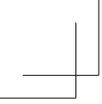


3 各主体の責務・役割

人間の活動と人間を取り巻く環境は、相互に影響や効果を及ぼしあいながら成り立っています。持続可能な環境を築いていくためには、だれもが環境問題を自らのこととして捉えて、それぞれの立場でできることから取り組みを進めていく必要があります。

「新宿区環境基本条例」の理念に基づく各主体の定義と責務・役割は、次のとおりです。

主体	定義	責務・役割
区民	<p>新宿区に住む人、新宿区で働き・学び・活動する人が含まれます。</p> <p>また、地域でまちづくり活動や交流活動に取り組む活動団体、NPOまたはコミュニティグループなどの組織も含まれます。</p> <p>例 地域組織（町会、自治会等） 活動団体（NPO等） 児童・生徒</p>	<p>一人ひとりが環境への意識を持ち、それぞれの立場に応じてできることに取り組むとともに、みんなの力を合わせた行動を広げていくことが重要です。</p>
事業者	<p>新宿区内で事業活動を行う企業、商店、病院や個人事業者などが含まれます。</p> <p>また、大学などの学術研究機関や教育機関も含めています。</p> <p>例 企業、商店、商店会、病院、個人事業者、大学、私立学校</p>	<p>民生業務部門のCO₂排出量は、区全体の約60%を占めています。</p> <p>事業活動は環境に与える影響が大きいため、事業者には事業活動を見直し、環境へ配慮したものへと転換していくことが求められます。</p>
区	<p>区には、行政、教育委員会（区立学校等含む）、指定管理者、外郭団体も含めています。</p>	<p>行政の立場としては、環境の保全と創造に関する施策、取り組みを各主体との参加・協働のもとに推進していくことが求められます。また、区も一事業者の立場として、環境負荷低減の取り組みを率先して進めることが求められます。</p> <p>区立の学校等では、授業や行事を通じて環境教育を進めます。</p>



第2章

新宿区を取り巻く環境の現状

グローバルまたは全国的な環境トピックから新宿区に関連するもの、及び新宿区における環境の課題など、新宿区を取り巻く環境の現状を示します。

- 1 新宿区の環境に関連する社会的動向
- 2 新宿区における取り組み状況と課題

第2章 新宿区を取り巻く環境の現状

1 新宿区の環境に関連する社会的動向

(1) グローバル・全国的な環境トピック

◆東日本大震災に伴う影響

平成23(2011)年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北地方、関東地方を中心に強い揺れを観測、さらに、太平洋沿岸を中心に高い津波が襲いました。この地震及び津波は、戦後最大の死傷者を発生させ、家屋の倒壊、交通網や電気・水道等のライフラインの断絶、沿岸のコンビナート火災など甚大な被害をもたらしました。

この震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所で発生した重大な事故によって、大量の放射性物質が放出されるという環境上の大きな問題が生じました。中でも、周辺の放射線量の高い地区では、多くの住民が長期の避難を余儀なくされたほか、広範な地域の農作物や水産物、あるいは水道水などが被害を受けました。また、廃棄物の焼却灰、下水の汚泥などにも基準を超えた放射能が検出されています。

さらに、他の多くの発電所も被災したことから、電力需給は逼迫し、東京電力管内の一部地域で、計画停電が実施されました。

平成23(2011)年5月13日、政府の電力需給緊急対策本部は、夏期の電力需給対策をまとめ、東京・東北電力管内全域において、需要抑制率を前年比-15%とし、産業界や家庭に対し、節電を広く呼びかけました。このような状況は、国民生活や社会経済活動に多大な負担を強いましたが、一方、エネルギーの希少性・重要性を再認識するきっかけにもなったと考えられます。

新宿区では、東日本大震災の影響を踏まえ、平成23(2011)年にイベント「POWER SAVING」による啓発や電力逼迫時のメール配信などを通じて、家庭、事業所への節電の呼びかけを実施しました。また、区役所や区有施設でも区民サービスを極力低下させない範囲で可能な限り節電に努めました。

放射能汚染に対しては、区民の不安を払拭するために、放射能測定機器を緊急に導入するとともに、測定結果を広く公表しています。



放射能の測定風景



照明を一部外して節電（区役所）

◆エネルギー・スマートコミュニティ*

エネルギー政策は経済活動や社会生活の維持の観点から重要であり、産業振興や地球温暖化対策、安全安心な生活の確保など、国民生活に深く関わっていることから、様々な視点で総合的な政策として示すことが必要です。

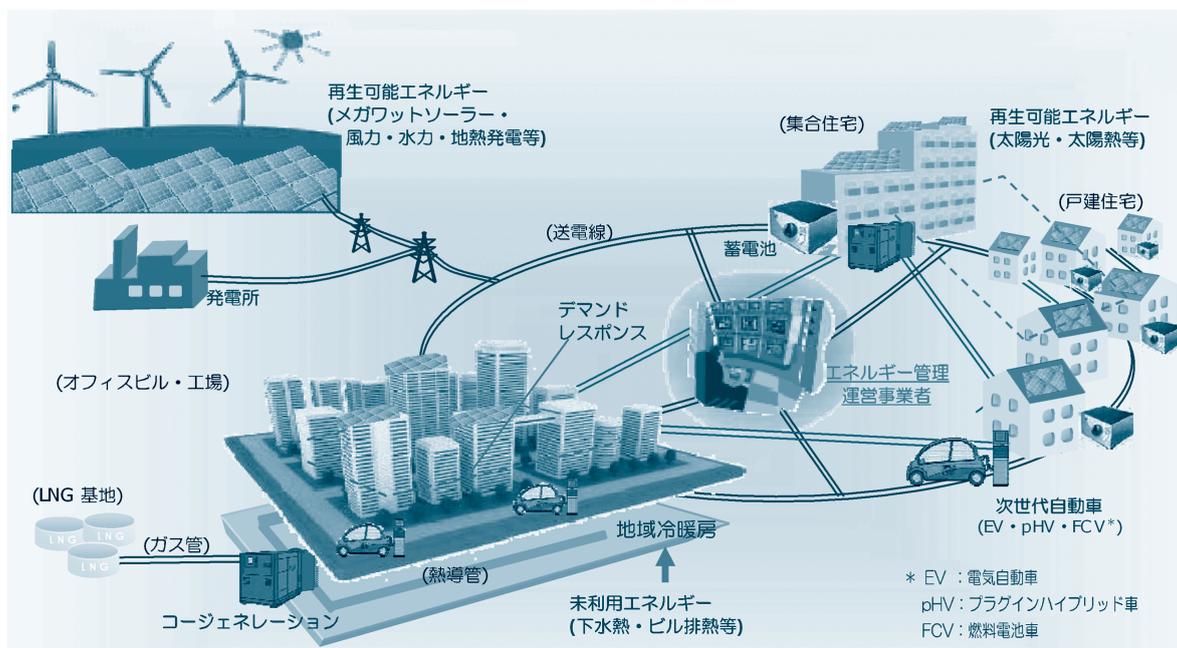
平成24（2012）年7月から再生可能エネルギーの普及・拡大を目的とした「再生可能エネルギーの固定価格買取制度*」が始まりました。

今後のエネルギーの活用については、再生可能エネルギーの利用や各家庭における節電による創エネ、蓄電池の活用などを組み合わせるとともに、エネルギー消費部門も含めて全てをIT技術などでコントロールすることによって効率化を図るなど、都市のインフラや生活全般に渡ってエネルギーに配慮した*環境配慮型都市すなわちスマートコミュニティの形成が求められます。スマートコミュニティは、エネルギーの効率的利用だけでなく、エネルギー源を分散化することによる災害時のリスクの軽減、再生可能エネルギーの利用促進によるCO₂排出量の削減など様々なメリットがあります。

新宿区では、省エネ、省資源の取り組みを推進してきましたが、さらに、地域の実情に合わせた分散型エネルギー*の確保などについても推進していくことが求められています。

※環境配慮型都市の形成に関して、経済産業省では全国4つの都市（横浜市、豊田市、京都府（けいはんな学研都市）、北九州市）を「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として選定し、それぞれの都市特性に応じた実証実験が進められています。

図2-1 スマートコミュニティのイメージ



資料：「東京都省エネ・エネルギーマネジメント*推進方針」（H24.5・東京都）

*は用語集参照

◆地球温暖化対策・低炭素まちづくり

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成19（2007）年にとりまとめた第4次評価報告書では、世界の平均地上気温は平成17（2005）年までの100年間で0.74℃上昇し、地球温暖化は依然として深刻な状況にあるとされています。この対策の枠組みとして平成21（2009）年にデンマークで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）における「コペンハーゲン合意」をもとに、我が国は「温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」との目標を気候変動枠組条約事務局に提出しました。

その後、平成22（2010）年のCOP16（メキシコ）では、途上国を含め世界が協調して、気候変動問題に立ち向かうという基本理念となる「カンクン合意」が採択されました。そして、平成23（2011）年のCOP17（南アフリカ）では、温室効果ガスの排出削減に向けた測定・報告・検証に関するガイドラインの策定などが採択され、今後の対策を進める上での重要な成果が得られました。

平成24（2012）年のCOP18（カタール）では、「ドーハ・クライメート・ゲートウェイ」*と呼ばれる一連の決定をパッケージとして採択しました。

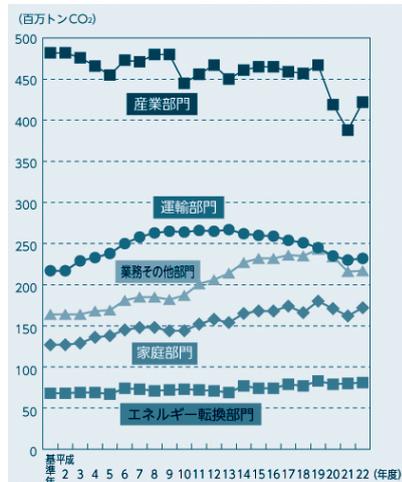
その中において、ここ10年の日本の部門別CO₂排出量の推移（図2-2）をみると、運輸部門、産業部門は減少傾向にあります。業務その他部門、家庭部門は増加傾向となっています。加えて、東日本大震災に伴う原発事故以降、火力発電所の稼働が増加していることなどから、さらにCO₂排出量が増加することが予想されます。

CO₂排出量の多くは、人が集積し、社会経済活動が盛んに行われている都市部から発生していることから、国の排出量25%削減の目標設定を受け、都市の低炭素化を図るための取り組みが全国で進められています。

「都市の低炭素化の促進に関する法律」が、平成24（2012）年12月4日施行され、民間等の低炭素建築物の認定制度と低炭素まちづくり計画の策定に関する規定が整備されました。

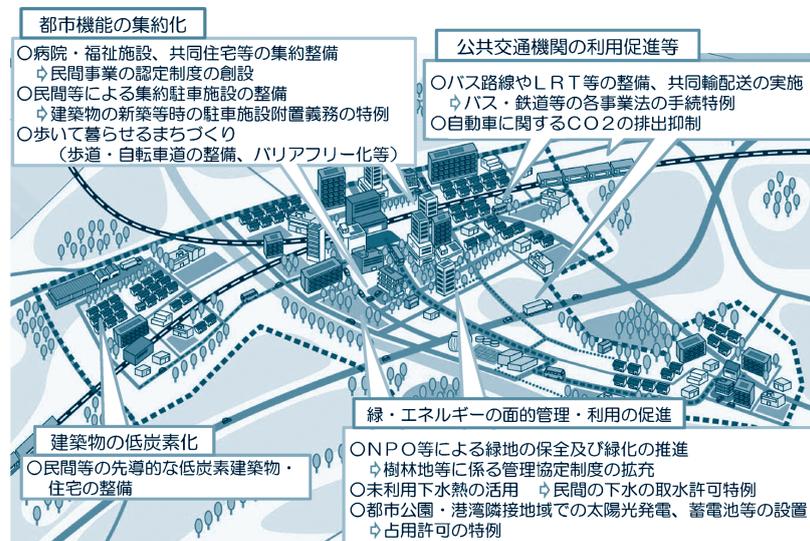
新宿区においても、基盤整備やライフスタイルの改善を図り、CO₂排出量を低減していく必要があります。

図2-2 日本の部門別CO₂排出量の推移



資料：環境省環境白書（H24版）

図2-3 低炭素まちづくりのイメージ



資料：「都市の低炭素化の促進に関する法律」概要資料（H24.12.4施行・国土交通省）

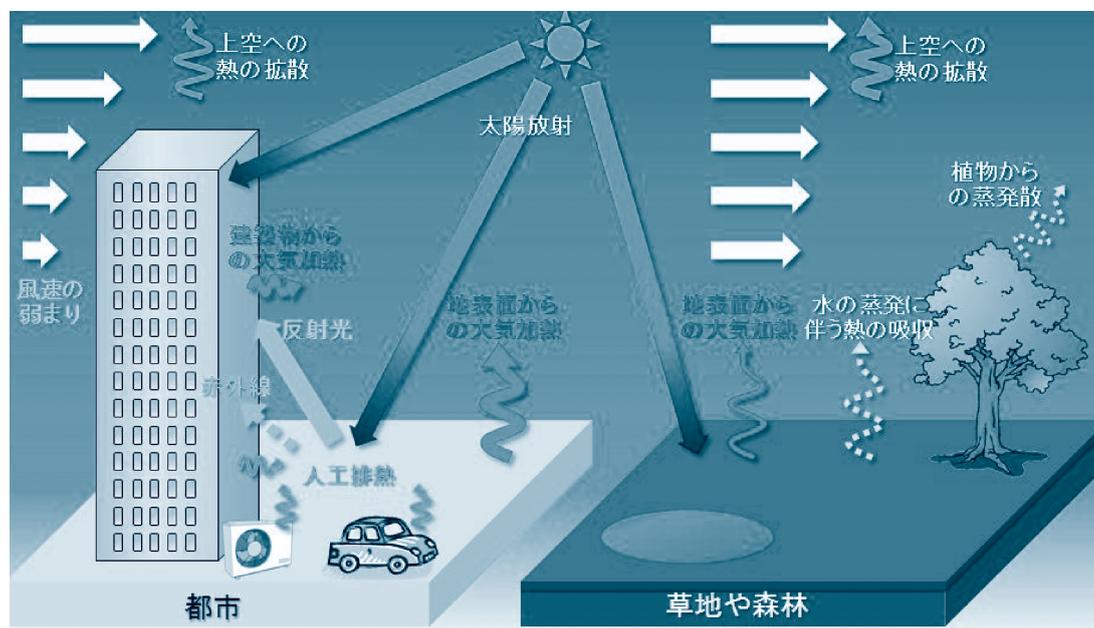
◆ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象（heat island：熱の島）とは、都市の気温が周囲よりも高い状態のことで、気温分布図を描くと等温線が都市を取り囲む様子が地形図の島のような形になることから、このように呼ばれます。

都市部では、水辺やみどりが少なく、建物や自動車などからの人工排熱*等が多く、空気も滞留しやすいため、ヒートアイランド現象が顕著になっています。東京都区部では100年間で平均気温が約3℃上昇しており、熱中症や夏期の気温上昇に伴う冷房負荷の増加、生態系のかく乱等が問題となっています。

これらを踏まえ、環境省では「ヒートアイランド対策マニュアル」（平成24（2012）年3月）を公表し、緑化や新技術などによりヒートアイランド現象自体を抑制する「緩和策」と、影響を最小限にとどめる「適応策」の両面から対策を推進することとしています。

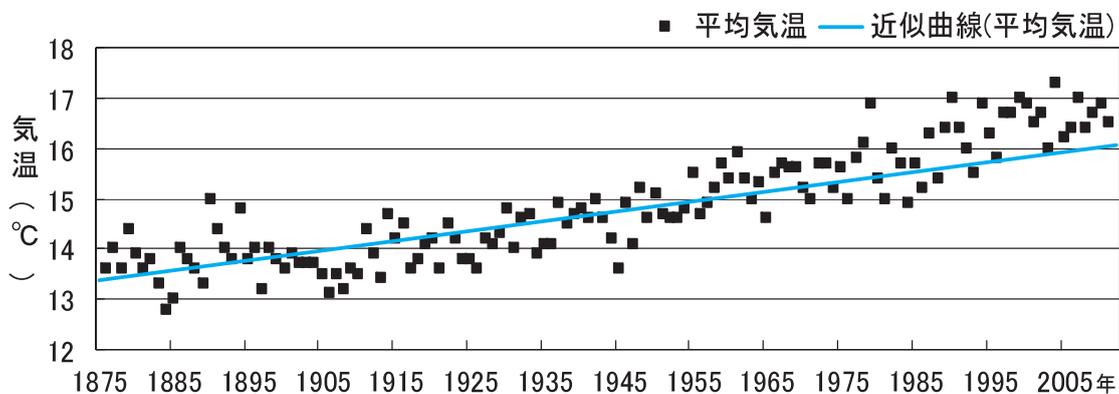
図2-4 ヒートアイランド現象の概念図



資料：「ヒートアイランド監視報告」（H24.7・気象庁）

新宿区は、西新宿地区の高層ビル群などに象徴されるように、蓄熱しやすいアスファルトなどに覆われる部分が多く、またエネルギー消費が多いことなどから、ヒートアイランド対策に積極的に取り組んでいくことが必要です。

図2-5 都区部の年平均気温の変化



資料：気象庁資料を基に作成

◆グリーン経済

グリーン経済とは、環境保全や持続可能な社会を基盤とする経済の事で、環境問題への取り組みを経済の中心に据えて、環境を守りながら経済を発展させることを目指すものです。

政府の「新成長戦略*」(平成22(2010)年6月18日閣議決定)では、グリーンイノベーション¹⁾を7つの戦略分野の筆頭に位置づけています。具体的には再生可能エネルギーの普及・発展、環境未来都市の創造、森林・林業の再生が掲げられており、環境分野で、140万人の雇用と、50兆円の需要を創造することとなっています。

図2-6 新成長戦略21の国家戦略プロジェクト工程表

	早期実施事項 (2010年度に実施)	2011年度に実施	2013年度までに 実施	2020年までに実施すべき成果目標
グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト				
1. 「固定価格買取制度」の導入等		全量買取方式による固定価格買取制度を軸とする政策パッケージ導入(固定価格買取制度については、2012年度からの導入が目途)		再生可能エネルギー関連市場 10兆円
2. 環境未来都市	環境未来都市整備促進法案(仮称)の整備	地域指定	・国際展開	世界トップクラスの環境未来都市の創設
3. 森林・林業再生プラン	実行プログラム作成 木材利用促進法制定	<ul style="list-style-type: none"> ・森林管理 ・技術者の育成 ・伐採規制見直し ・路網整備 ・「森林管理・環境保全直接支払制度(仮称)」導入等 		木材自給率 50%以上

資料：環境省環境白書(H23版)

平成24(2012)年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において、我が国からは東日本大震災から得られた知見や教訓を国際社会で共有することや、大胆なエネルギーシフトに向けた省エネルギー、再生可能エネルギー等の導入の促進による技術革新などが提言されました。

新宿区においても、今後はさらに区民、事業者、区がともに、グリーン経済に配慮した活動を図ることが必要です。

表2-1 持続可能な開発に向けた9つの提案

分野	提案内容
①防災	ポスト「兵庫行動枠組」を策定し、防災を開発政策へと統合。東日本大震災等の災害で得られた知見・教訓を国際社会で共有する。
②エネルギー	大胆なエネルギーシフトに向けて省エネルギー、再生可能エネルギー、クリーンエネルギーを推進する。
③食料安全保障	食料増産に向けた農業分野への投資拡大、責任ある農業投資の前進、集約化・効率化など、持続可能な農業を通じた食料安全保障を実現する。
④水	「橋本行動計画II」に代わる総合的な水資源管理に関する目標について検討を開始する。
⑤環境未来都市	経済・社会・環境価値を創造し続ける「環境未来都市」のモデルを世界に提供する。
⑥持続可能な開発のための教育	持続可能な開発のための教育に係る取組の促進・共有を行い、持続可能な市民の育成に取り組む。
⑦地球観測システム(GEOSS)	地球規模課題に適切に対処するために、GEOSSを通じた地球観測体制ネットワークを一層強化する。
⑧技術革新とグリーン・イノベーション	技術革新とグリーン・イノベーションの重要性を再認識し、成長段階に応じた取組を開始する。
⑨生物多様性	愛知目標の重要性を再確認し、そのための国際的取組への参加を促進し、愛知目標の実現に向けた取組を強化する。

資料：環境省環境白書(H24版)

1) グリーンイノベーション

環境・エネルギー分野における革新的な技術開発などにより、産業・社会活動の効率化や新産業の創造をはかること。

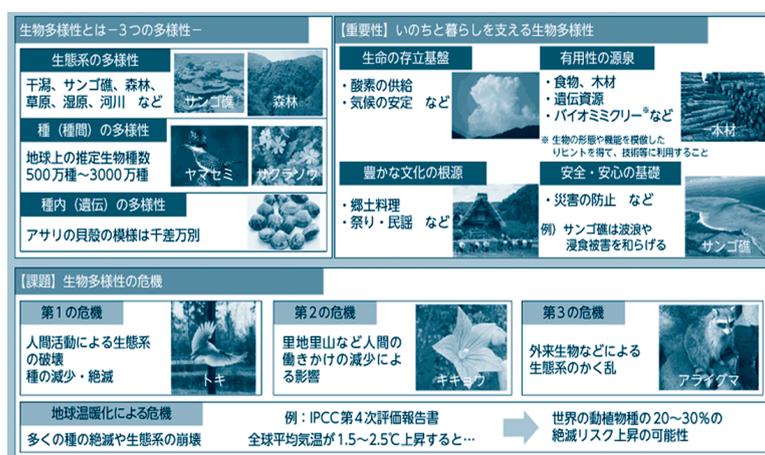
◆生物多様性*

生物多様性とは、すべての生物が、遺伝子、種、生態系、生物間相互作用の点で多様であるということです。生物は相互作用（食物連鎖等）し、安定した結びつき（自然のバランス）を保っています。

生物多様性は、人類に対して食糧の供給や、気候の安定化といった様々な恵みをもたらしているほか、豊かな文化の源泉ともなっています。これらは「生態系サービス」と呼ばれ、安全や豊かな生活、健康といった人類の福祉に大きくかかわっています。

しかし、昨今は開発・乱獲や地球温暖化、人の生活様式の変化、外来種*問題等により、生物多様性が急速に失われつつあります。このような中、平成22（2010）年10月に名古屋

図2-7 生物多様性の視点



資料：環境省環境白書（H24版）

市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では「愛知目標」が設定されるなど、生物多様性を守る取り組みが進められています。

新宿区は大都市東京の中心に位置し、世界中の生物資源を大量に消費しています。そこで、この問題に関心を持ち、日常生活や事業活動において生物多様性に配慮することが必要です。

◆心の豊かさと安全安心

「豊かな暮らし」は、環境、経済、社会の3つがバランスを保つ暮らしだと考えられます。近年、経済のグローバル化等に伴い価値観が多様化する中で、経済規模といった従来の指標だけでは測れない価値観に目が向けられています。

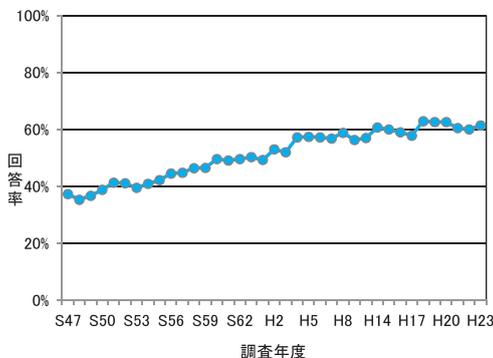
国内では、「国民生活に関する世論調査」（内閣府）において、「これからは心の豊かさ」を選択する人は増加傾向にあり（最近6年は6割以上の回答者が選択）、「物」より「心」の豊かさが重視される傾向にあります。

また、「心の豊かさ」は「安全安心な環境」があっこそ実現されるものです。東日本大震災は「安全安心な環境」の大切さを再認識させるものでした。

新宿区においても、環境を「心の豊かさ」や「安全安心」に繋がる要素の一つとして、積極的に捉えていくことが必要です。

図2-8 内閣府 国民生活に関する調査結果(抜粋)

問「今後の生活において、物の豊かさか心の豊かさに関して、次の2つの考え方のうち、あなたの考え方に近いのはどちらでしょうか。」に対して「心の豊かさやゆとりある生活」を選んだ回答者の割合



資料：内閣府ホームページ「世論調査」から

(2) 国・都の環境政策の主な動向

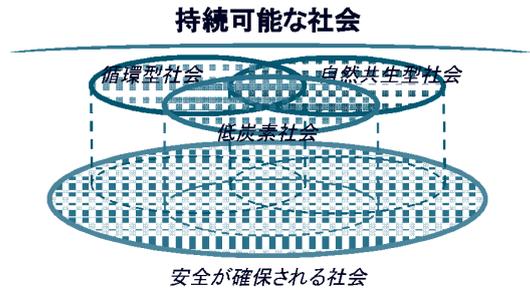
◆「第四次環境基本計画」(平成24(2012)年4月27日・閣議決定)

国の環境施策の大綱となる環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民など多様な主体に期待する役割についても示しています。

「第四次環境基本計画」では、環境行政の目標である持続可能な社会を「低炭素」「循環型」「自然共生型」の各分野で統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤になっている社会としています。

また、9つの優先的に取り組む重点分野が位置づけられ、このうち「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備」の3つが、各分野に共通する横断的な重点分野とされています。

図2-9 第四次環境基本計画における「目指すべき持続可能な社会の姿」



資料：第四次環境基本計画(環境省)

〈9つの重点分野〉

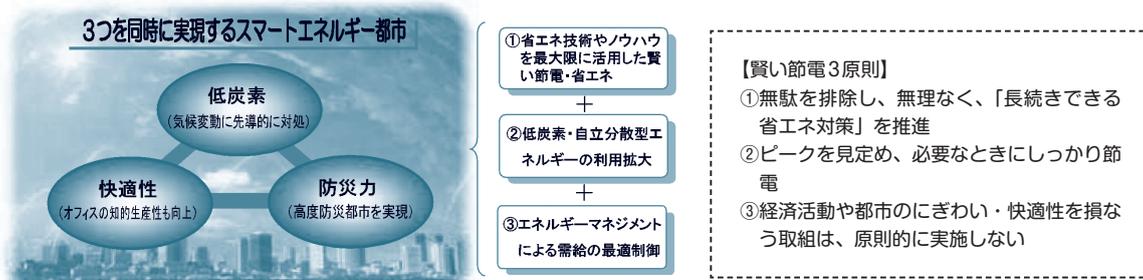
- ①経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進
- ②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
- ③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備
- ④地球温暖化に関する取組
- ⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
- ⑥物質循環の確保と循環型社会の構築
- ⑦水環境保全に関する取組
- ⑧大気環境保全に関する取組
- ⑨包括的な化学物質対策の確立と推進

◆「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」

東京都では、平成24(2012)年夏の電力需給見通しを踏まえ、今後継続的に取り組むべき「賢い節電」の方針に加え、「スマートエネルギー都市」の姿を示しています。また、その実現を目指し、都が推進する方向性を取りまとめています。

「賢い節電」では、基本原則(3原則)や事業所向け、家庭向けの対策メニューを提示しています。また、この「賢い節電」を土台として、低炭素、快適性、防災力の3つを同時に実現する「スマートエネルギー都市」の実現を目指し、区市町村との連携強化や事業所における取り組み、新建築物の省エネ性能の向上などの取り組みを示しています。

図2-10 目指すべきスマートエネルギー都市の姿



資料：「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」(H24.5・東京都)

◆エネルギー分野に関する主な法規制

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)

この法律は、二度のオイルショックをきっかけに昭和54(1979)年に制定されました。わが国の省エネルギーの取り組みは、この省エネ法に基づき進められてきました。

省エネ法では、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的とし、「工場又は事業所その他の事業場」「輸送」「住宅・建築物」「機械器具」の4つの分野が規制の対象とされます。

国は建築物に対して省エネルギーのための判断基準(通称「省エネ基準」)を国民に示し、省エネルギーを促すことになりました。また、平成20(2008)年5月には、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門と家庭部門におけるエネルギー使用の合理化をより一層推進することを目的に改正されました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)

地球温暖化対策の観点からも、省エネルギー化が求められています。わが国が地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10(1998)年施行)(以下「地球温暖化対策推進法」という)が平成20(2008)年に改正され、地方公共団体は、「区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」の策定を求められています。

この中で、国は「排出抑制等指針」を示し、日常生活と事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るとされています。その具体的な項目として、日常生活では、高効率家電の使用、CO₂の見える化推進などが、事業活動では高効率設備の導入、冷暖房の抑制、オフィス機器の使用合理化などが挙げられています。

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(東京都環境確保条例)

この条例は、環境への負荷の低減や公害の発生源について必要な措置・規制等を定め、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的として、平成12(2000)年に制定されました。

その内容は多岐にわたり、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの利用や自動車対策による環境負荷低減、工場や事業者への対策、大気汚染や水質汚濁等の公害対策など環境全般の幅広い分野に及ぶものとなっています。

平成22(2010)年4月に、地球温暖化対策を目的とした改正が行われ、事業所のCO₂削減義務が強化されました。具体的な削減方法として、省エネや創エネなどの設備導入のほか、排出量取引の活用などが挙げられています。

新宿区においては、平成18(2006)年に「新宿区省エネルギー環境指針」を策定し、着実な省エネルギーを推進してきました。また、平成23(2011)年に策定した「新宿区地球温暖化対策指針」においても、低炭素な暮らし*とまちづくりに向けた基本方針の一つとして「エネルギー利用の高度化」を掲げています。

2 新宿区における取り組み状況と課題

新宿区ではこれまで、第一次計画に基づき区民・事業者とともに、様々な取り組みを行ってきました。ここでは、新宿区におけるこれまでの取り組み状況等から、今後に向けて課題を整理します。

◆参加・協働

新宿区では以前から地域住民や団体、事業者による環境活動が行われてきましたが、平成5（1993）年に新宿リサイクル活動センターが、平成16（2004）年6月に環境学習情報センターがそれぞれ開設されると、これらを拠点にした様々な環境活動や環境保全のための普及啓発、情報発信などが行われ、さらに活動が活発化しています。

また、この間、環境情報の共有化が進み、環境問題に取り組む区民や団体の活動も活発になり、町会、商店会など周囲の団体などに環境保全の意識が広がってきています。

今後はさらに各団体の活動や区民の自発的な取り組みを支援するなど、環境活動への区民や事業者の参加・協働を一層促していくことが必要です。



リサイクルフェア
(平成3年に第1回を開催)

※新宿区では、古くからリサイクルなどの環境活動への支援に力を入れています。

◆環境学習・環境教育

エコリーダー養成講座*の修了生や協力団体、事業者による出前講座*が小・中学校や児童館で行われるなど、区内での環境学習の取り組みはますます広がりをみせています。

さらに、省エネ・環境マネジメント実践講座やエコビジネスCSRセミナーといった事業者向けの環境教育プログラムも充実しています。

また、区内の小・中学校でも総合的な学習の時間等を利用して、創意工夫を凝らした環境教育が行われています。

今後は、環境にあまり関心を持たない人も含めて、環境学習・環境教育のすそ野を広げていくことが必要です。



区内小学校での環境学習



エコリーダー養成講座

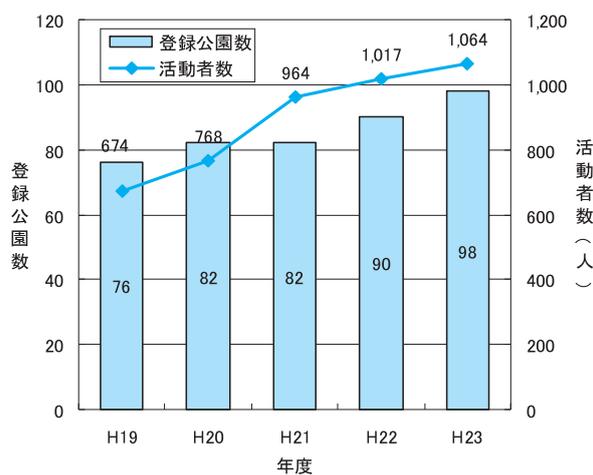
◆自然とのふれあい

「新宿区みどりの条例」(平成3(1991)年4月施行)に基づき、公共施設の緑化やビオトープ*整備などの都市緑化が進められ、区全体の緑被率*(平成22(2010)年現在:17.87%)は増加傾向にあります。また、平成22(2010)年3月には戸塚地域センター内に「神田川ふれあいコーナー*」を開設し、「神田川親水テラス*」など、水辺とのふれあいの場も整備しています。

また、公園や道のサポーター*制度の登録数や活動者数も増加傾向にあり、協働によるビオトープや公園づくりを進めています。

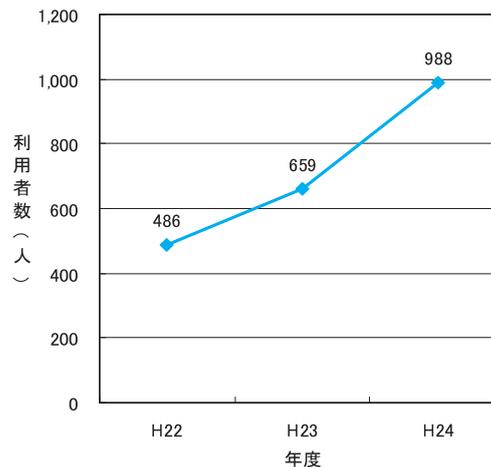
今後は、これらの身近な自然とのふれあいを通して、都市における自然のあり方、関わり方について、区民や事業者と一緒に考え、区内の自然を保全、回復していくことが必要です。

図2-11 公園のサポーター制度の推移



(資料:新宿区環境白書)

図2-12 神田川親水テラス利用者の推移



(資料:新宿区環境白書)



みなみもと町公園ビオトープ



神田川ふれあいコーナー

◆都市生活の快適性

平成9（1997）年4月に施行された「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」が、平成17（2005）年8月に「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」として改正され、区内全域で路上喫煙が禁止となりました。

ポイ捨てや路上喫煙は、駅前や繁華街、生活道路、住宅地など、場所により状況が異なるため、各々の場所に応じた、まち美化地区指定などの対策が必要です。

路上不法占用物件等の撤去や放置自転車・路上駐車対策については、区民や事業者、警察などと連携して監察や啓発活動を行っています。このため、全体的には改善傾向にありますが、引き続き対策を講じていくことが必要です。



放置自転車及び撤去作業の状況

平成21（2009）年4月に、景観法に基づく「新宿区景観まちづくり計画」の運用を開始し、「まちの記憶をいかした『美しい新宿』をつくる」を目標に、地域住民、関係団体等と連携を図りながら、良好な景観の形成を推進しています。また、新宿区景観まちづくり条例に基づく「新宿区景観形成ガイドライン」や「景観事前協議」等の区独自制度を活用し、きめ細やかな景観誘導を進めています。

今後も景観に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。



新宿御苑の景観



商店街（神楽坂）の景観

◆資源循環

新宿区では以前から地域でのごみ分別や集団回収、リサイクルなど、住民や団体による環境活動が行われてきました。平成5（1993）年にリサイクル活動の拠点として新宿リサイクル活動センターを開設し、参加・協働を推進してきました。平成12（2000）年度には清掃事業が都から23区へ移管され、清掃事業と資源循環への取り組みが一元化されました。

また、区はこのほかに、リサイクル活動団体への支援や、リサイクルごみ分別体験などの出前講座、事業系ごみの減量と再資源化を推進するための事業者への指導などを実施しています。

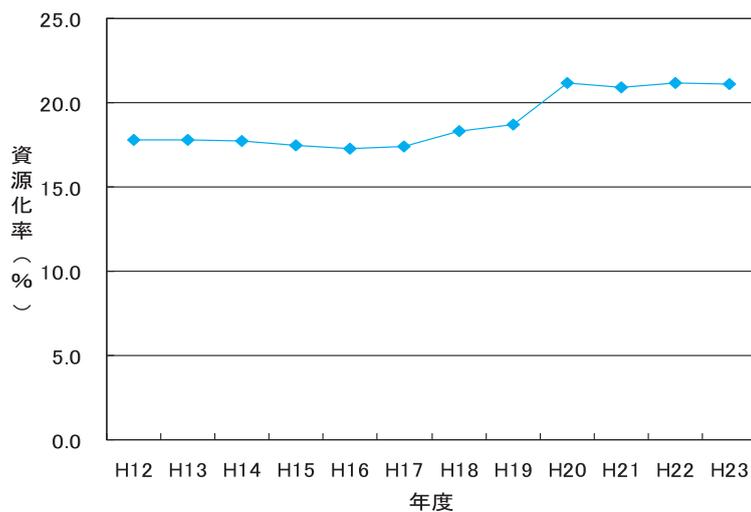
平成20（2008）年3月に「新宿区一般廃棄物*処理基本計画」を策定し、「ごみ半減、リサイクル倍増」（平成29年度までに区収集ごみの量を対平成17年度比50%減、資源化率35%へ）のチャレンジ目標を掲げました。

平成21（2009）年10月に「新宿区3R推進協議会*」（事業者・区民・区が参加）では、「新宿発『エコな暮らし』3R協働宣言」を行い、区民、事業者に対しても普及啓発を行っています。

このような事業を通して、ごみの発生抑制や資源循環型社会を目指し、区民や事業者と協働して取り組んでいます。

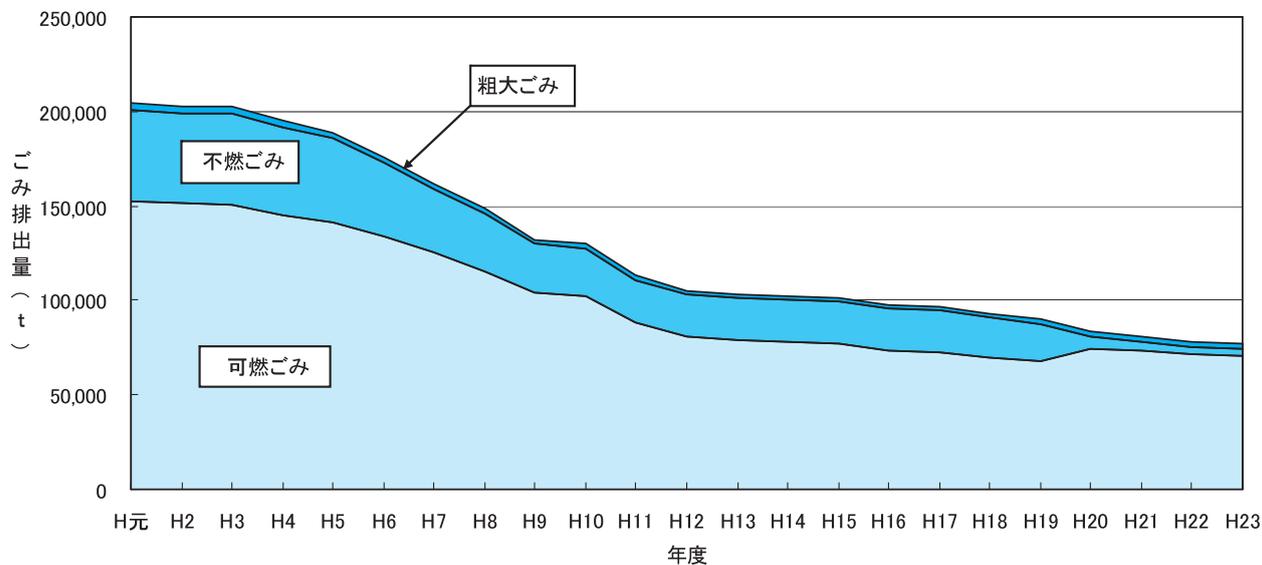
一方、建設副産物などの廃棄物については、安全かつ適正に処理するとともに、路上などに放置される不法投棄ごみについては、区民や警察などとの協働による取り組みを強化し、防止していく必要があります。

図2-13 資源化率の推移



(新宿区資料)

図2-14 ごみ排出量の推移



(新宿区資料)

◆公害問題・環境汚染等

新宿区内では、大気汚染や河川の水質汚濁といった広域的な公害については、一部の項目を除き、環境基準に適合し、改善の方向にあるといえます（図2-16）。

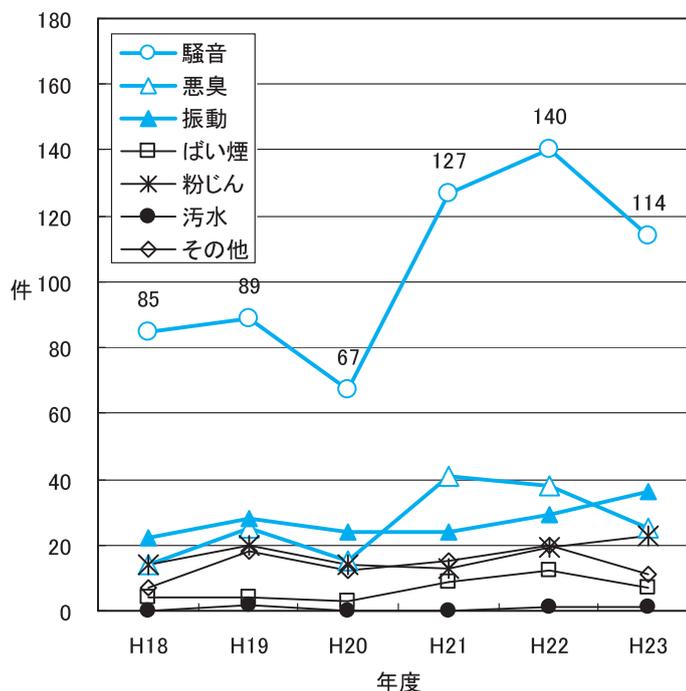
一方、近隣からの騒音や悪臭といった苦情が増えている現状があり、特に建設現場、商店街等での騒音問題や飲食店からの悪臭問題などといった公害が多く発生しています（図2-15）。

また、空き家等に関して、火災や犯罪、倒壊等の不安を訴える相談も増えています。

さらに、アスベスト*やVOC¹⁾などの有害物質の飛散防止や災害時等のアスベスト飛散、放射能汚染等の環境リスクの軽減も重要な課題となっています。

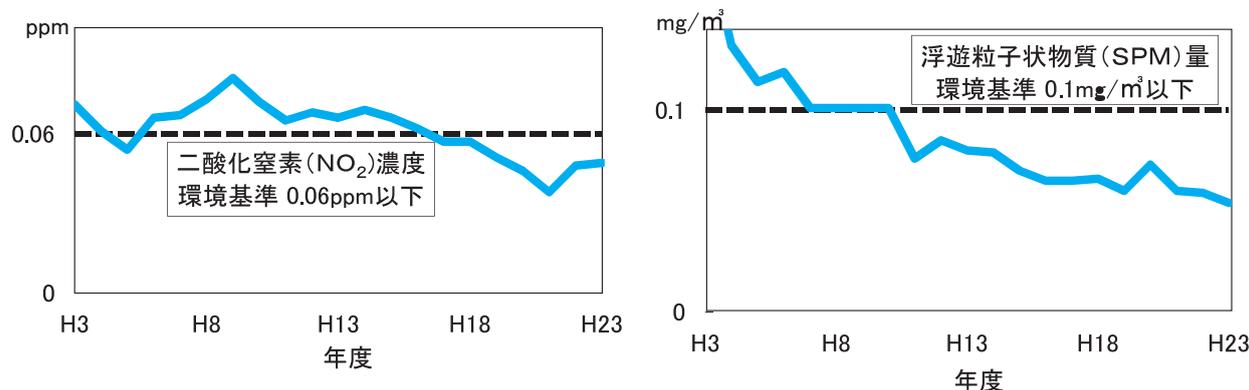
環境の汚染については、日々新しい課題が生じるとともに、災害が発生した際には、緊急な対応が求められています。区民の安全を確保し、安心していただくため、的確で分かりやすい情報の提供を行うなど、こうした課題への対策に取り組んでいくことが必要です。

図2-15 公害苦情件数



(新宿区資料)

図2-16 大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の飛散状況



(新宿区資料)

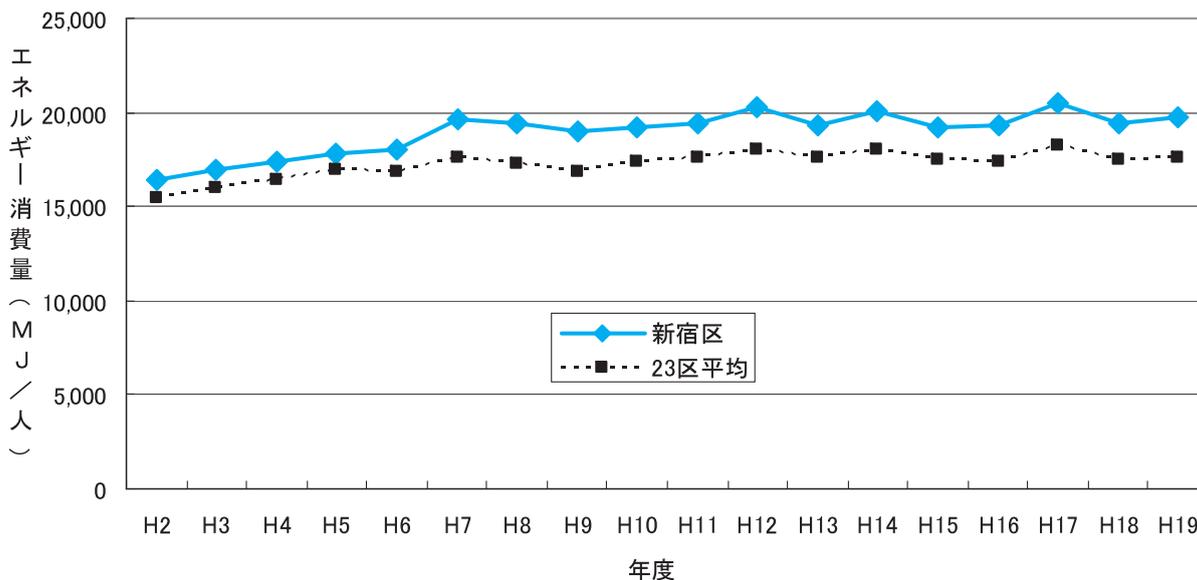
1) VOC

揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の頭文字をとったものです。大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなどの多種多様な物質が含まれます。

◆エネルギー利用

新宿区では、人口はほぼ横ばい傾向であるものの、世帯数は平成7（1995）年度以降増加しており、世帯あたりの人員数は減少傾向にあります。このような影響から、新宿区の家庭における一人あたりのエネルギー消費量は図2-17に示す通り増加傾向にあり、23区平均を上回っています。

図2-17 新宿区の家庭における一人あたりのエネルギー消費量



（オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成）

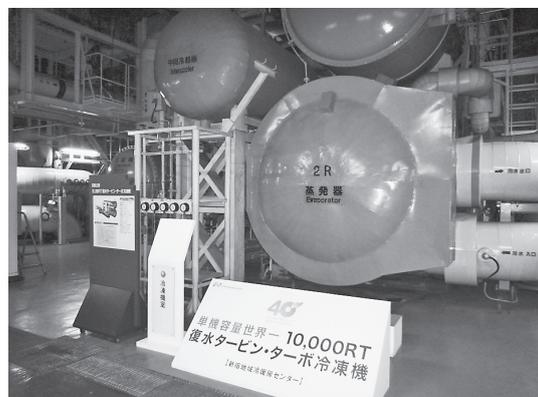
「部門別CO₂排出量割合の比較」（図2-18）で民生業務部門が突出しているように、新宿区には事業所が集積していることがCO₂排出量が多い要因になっていると考えられます。そこで事業者に対するエネルギー利用やCO₂排出の省エネ法、都条例による排出抑制策を促進することが効果的と考えられます。

事業所による先駆的な取り組みとしては、西新宿の地域冷暖房があります。この取り組みでは、今後、設備更新による高効率化や隣接する地域冷暖房間の熱融通、供給区域外への供給拡大など、さらなる展開が期待されます。

区では、区民や事業者に再生可能エネルギーなどに関する積極的な情報提供や、住宅用再生可能エネルギー機器等や事業者用太陽光発電システムの導入経費の一部補助などを通じて再生可能エネルギー利用の推進を図っています。

一方、東日本大震災に伴い、多くの発電所が停止したことから電力供給力が低下し、東京電力管内の広域で計画停電が行われるなど、エネルギーと環境に関するリスク*意識が高まり、節電などによる省エネ対策が一層進みました。

今後もエネルギーシステムのあり方について、将来を見据えて検討することが必要です。

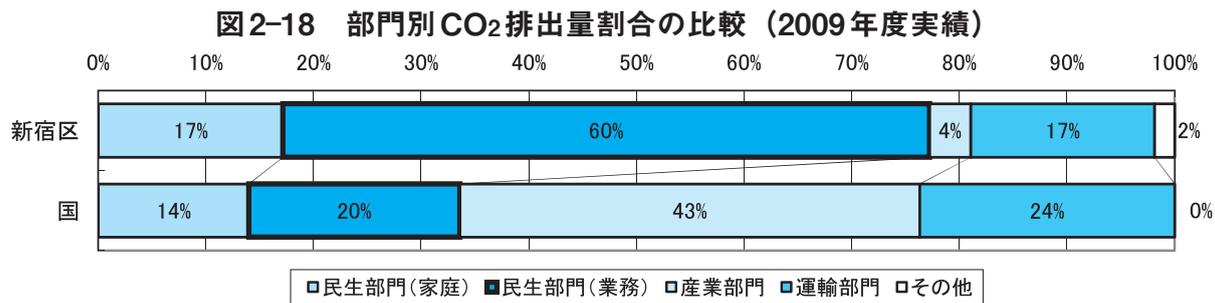


西新宿の地域冷暖房設備

◆地球温暖化対策

地球温暖化は深刻な地球環境問題であり、人間活動や生態系に大きな影響を与えています。新宿区においても平均気温の上昇傾向がうかがえ、温室効果ガス*排出量の増加や建物などからの人工排熱*等によりヒートアイランド現象が起きていると考えられます。

新宿区のCO₂排出量は増加傾向にあり、部門別の内訳（図2-18）を見ると、「民生部門（業務）」が約6割と突出しています。全国的には工場などの産業部門が最も多くなっていますが、事業所やサービス業などが集中する新宿区の地域特性を反映していると考えられます。



（新宿区資料）

こうした現状に対し、区では平成18（2006）年2月に、「新宿区省エネルギー環境指針」を策定し、啓発活動などを進めてきました。平成21（2009）年から、地球温暖化を防止するために、区民や事業者によるCO₂削減に向けた新宿エコ隊*の活動を展開しています。また、平成23（2011）年3月には「新宿区地球温暖化対策指針」を策定し、CO₂削減に向けた様々な取り組みを実施しています。

また、小・中学校等の区有施設における太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーの利用や「新宿の森」*での森林保全によるカーボン・オフセット*による取り組み、さらにはグリーン電力*（100万kWh）の購入などにより、CO₂の削減を図っています。

地球温暖化を防ぐために今後もこうした取り組みを継続していくとともに、民生部門に力を入れた施策の展開が必要です。

◆ヒートアイランド対策

区内のヒートアイランド現象への対策の一つとして、緑地の拡大が挙げられます。新宿区の平成22（2010）年の緑被率は17.87%となり、平成17（2005）年の前回調査から微増に転じました。今後も引き続き、みどりの増加が求められます。

このほかにもヒートアイランド対策の取り組みとして、壁面や屋上の緑化、遮熱透水性舗装の整備を進め、平成20（2008）年度から毎年「新宿『みどりのカーテン*』プロジェクト」や「新宿打ち水大作戦*」を展開しています。「新宿打ち水大作戦」では、小・中学校、各種団体・企業、個人の協力により、平成24（2012）年度は延べ約16,000人が参加しました。

こうした区民・事業者・区の連携・協働による取り組みのほか、弱者などへの熱中症対策も合わせて、今後もヒートアイランド対策を効果的に継続していくことが必要です。



新宿打ち水大作戦

第3章

計画の目指すもの

新宿区が目指すべき環境都市像を示し、それを実現するための横断的な観点を土台とした5つの基本目標を示します。

- 1 目指すべき環境都市像
- 2 計画の体系
- 3 横断的な観点
- 4 5つの基本目標

第1章

計画の基本的事項

第2章

新宿区を取り巻く環境の現状

第3章

計画の目指すもの

第4章

重点的な取り組み

第5章

個別施策と各主体の取り組み

第6章

推進体制と進行管理

第3章 計画の目指すもの

1 目指すべき環境都市像

「新宿区基本構想」(平成19(2007)年12月)において、おおむね20年後の平成37(2025)年を想定した「めざすまちの姿」を以下のように設定しています。

「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

「新宿力」とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という自治の力を象徴的に表したものです。「新宿区基本構想」で設定している「めざすまちの姿」では、この「新宿力」を原動力として、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え創造していくこととしています。

こうした「新宿力」を軸にした様々な活動や取り組みを展開することで、新宿区の現在抱えている環境の課題が解決されていくと考えられます。

これからの新宿区は、「やすらぎ」と「にぎわい」に加え、「環境に配慮したまちづくり」を進めることで、社会・経済・環境が融合した持続可能な環境都市を目指します。

以上の考え方を区民、事業者、区が理解・共有し、横断的な観点を土台として5つの基本目標を一体となって進め、環境面から新宿区の「めざすまちの姿」の実現につなげるため、この計画における「目指すべき環境都市像」を次のように設定(図3-1)します。

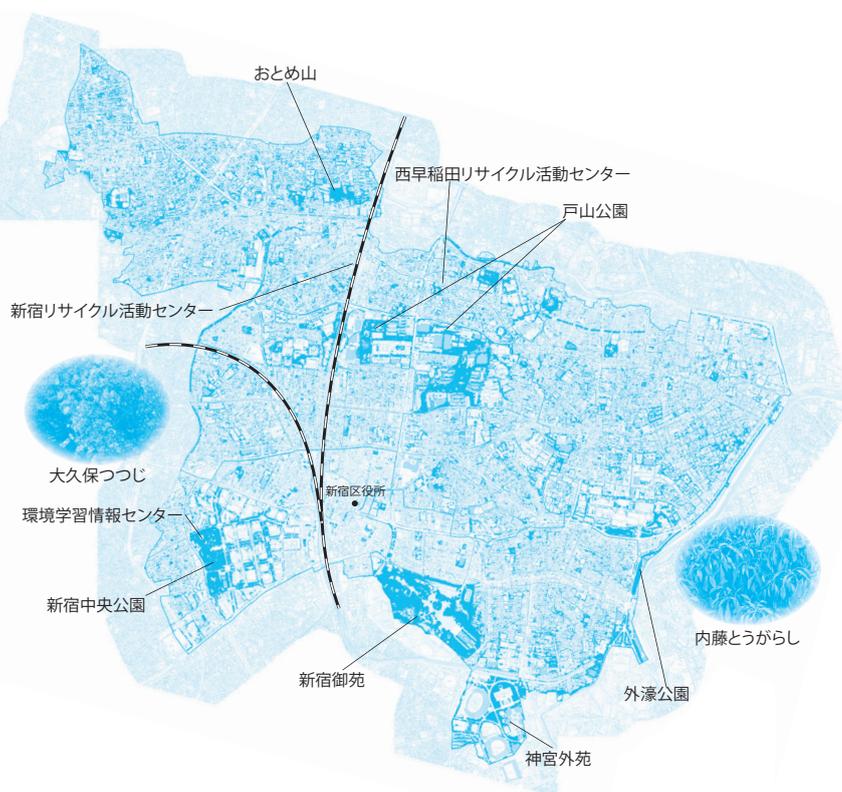
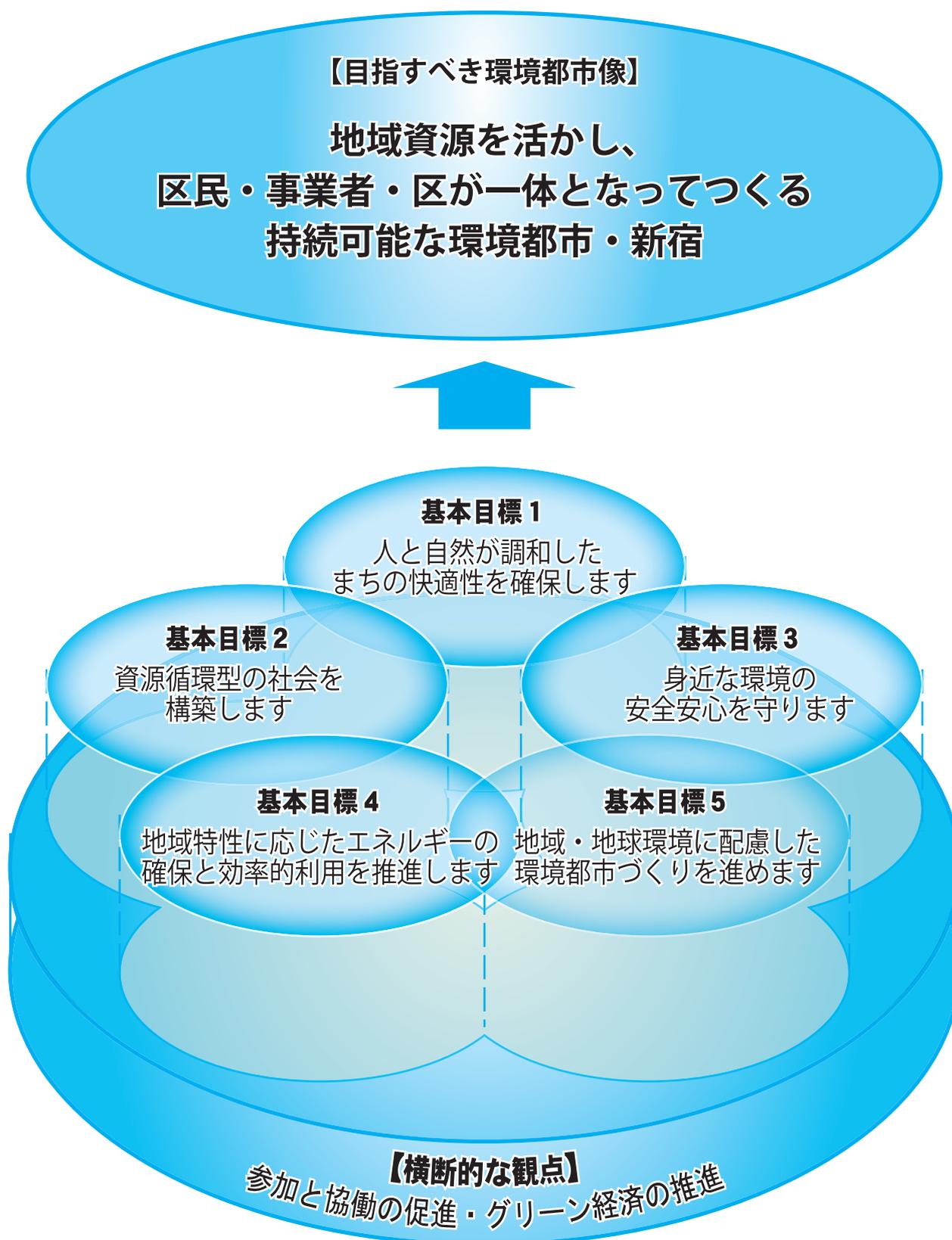


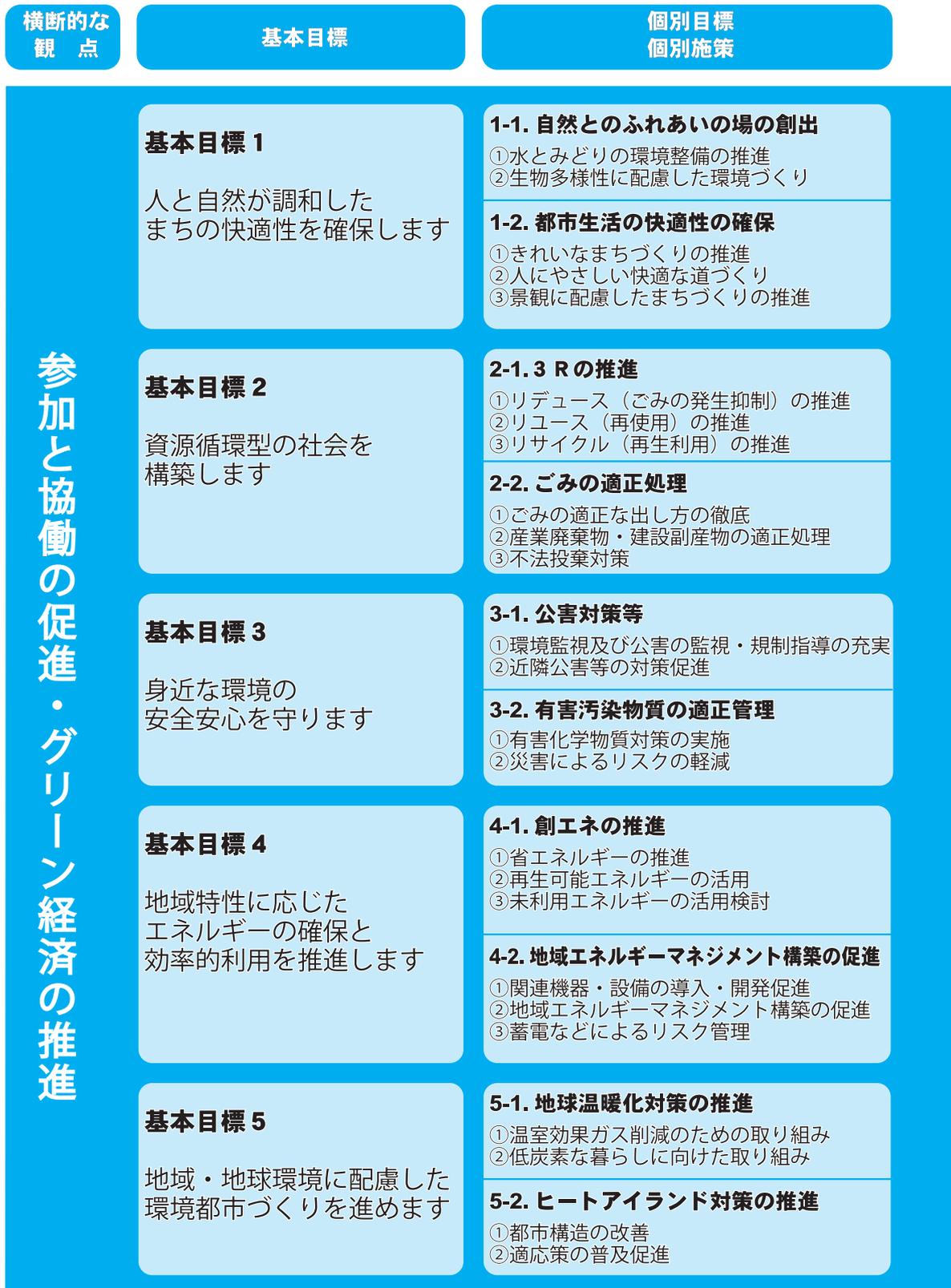
図3-1 計画のイメージ



2 計画の体系

目指すべき環境都市像の実現に向けて、横断的な観点を土台として、5つの基本目標とそれに基づく個別目標、個別施策を設定します。さらに重点的な取り組みを位置づけて施策展開を図っていきます。

図3-2 計画の体系



重点的な取り組み

主体的な環境活動と
ネットワーク化の促進

- 身近な活動促進
(新宿エコ隊の推進、学生版「新宿エコ隊」の活動推進、みどりのカーテン充実など)
- 自然の中での活動促進
(自然や生き物とのふれあい、新宿の森での保全体験への参加など)
- 地域の特色ある活動促進
(まち美化活動の推進、3R活動の推進、「内藤とうがらし」のPR・緑化利用など)

環境学習の推進

- 区民・事業者・区の協働による環境学習の推進
(出前講座の推進、エコリーダー養成講座修了生等との連携・協働による環境学習の促進など)
- 学校における環境教育の推進
(環境白書や区ホームページなどによる環境情報の発信、環境教育の推進など)
- 環境学習の拠点の充実
(環境学習情報センター等の運営、新宿リサイクル活動センターの建て替えなど)

スマートコミュニティ
の形成

- エネルギー使用状況の見える化とマネジメント
(一般家庭のスマートメーターの全戸設置・見える化、テナント向け個別メーターの設置・見える化、省エネ診断によるエネルギー対策の促進など)
- エネルギー利用の高度化の促進
(地域冷暖房の高度化と新たな展開検討、高効率コージェネレーションシステムなど)
- 物流システムの効率化の検討
(エコドライブの推進、共同輸配送システムの推進、GPS利用による車両位置確認と輸送の見える化など)
- 創エネの推進
(創エネの参加促進・普及啓発、太陽光発電システムなど再生可能エネルギーを活用した創エネ、事業者への最新情報の提供など)

3 横断的な観点

「参加と協働の促進」「グリーン経済の推進」の2つを横断的な観点として位置づけ、5つの基本目標の実現に向けて、着実な取り組みを進めます。

この横断的な観点を土台として取り組みを進める中で、「新宿力」を最大限に発揮することにより、各主体の連携・協働による相乗効果や新たな取り組みへの発展、まちづくりや社会・経済面への展開など、「新宿らしさ」へと繋げていきます。

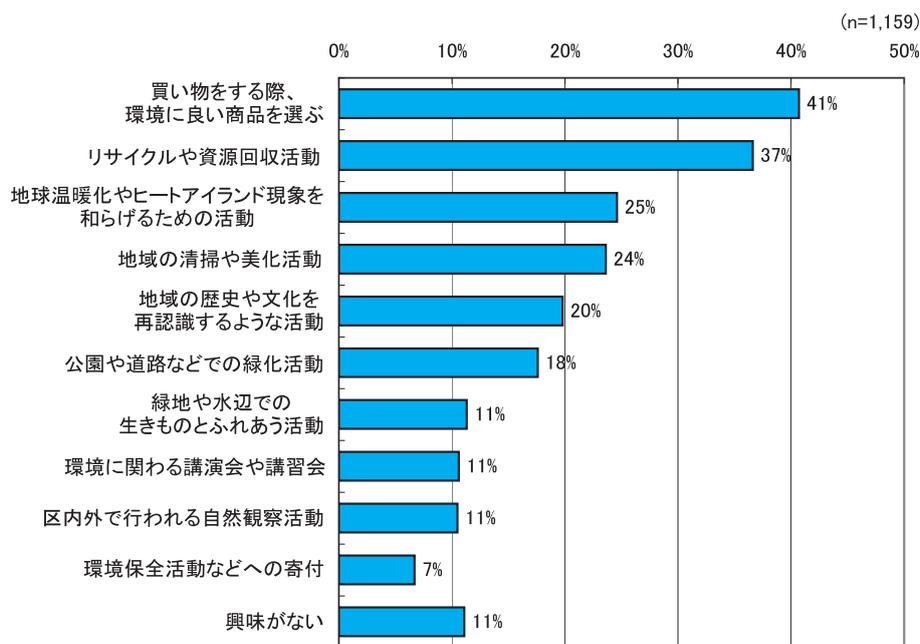
(1) 参加と協働の促進

身近な活動を通じて区民、事業者と区が連携・協働し、積極的に環境対策に参加できるよう環境学習・環境教育の展開、環境活動の場の確保などの仕組みづくりを強化し、新宿区に関わる全ての人の力を以て、よりよい環境を創造していきます。
また、より多くの区民に、環境に対する協働への機運を高めるための情報を発信していきます。

「参加と協働の促進」の具体的な展開としては、環境学習・環境教育、人材育成、各種環境活動の拠点としての環境学習情報センター、リサイクル活動センターの機能充実及び地域活動団体の連携強化、環境活動やイベントへの参加・協働、事業者による出前講座などによる小・中学校等での環境学習や生涯学習の充実が挙げられます。

区民アンケート結果では、今後参加したい環境活動について（図3-3）、区民では「買い物をする際、環境に良い商品を選ぶ」に次いで「リサイクルや資源回収活動」といった地域ですぐ取り組める活動への関心が高くなっています。一方、事業者は「新宿打ち水大作戦」や「一斉道路美化清掃活動」など、区民や地域と一体となった活動への参加の意向が高くなっています。

図3-3 今後参加したい環境活動について（複数回答）



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」（平成24年7月実施）

(2) グリーン経済の推進

産学官の連携による新たな環境ビジネスの展開や環境配慮型のモデルケースの創出など、今後、新宿区がグリーン経済の先進都市として、環境を守りながら経済も発展する新しい都市モデルとなることを目指します。

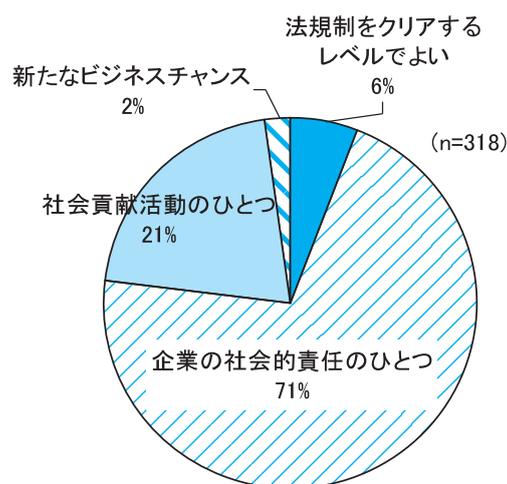
「グリーン経済の推進」の具体的な展開としては、グリーン購入・グリーン調達*等の促進やISO14001*、エコアクション21*等の認証取得、継続的な運用への支援などが挙げられます。

新宿区の特徴として、企業や大学などの学術研究機関の集積が挙げられます。事業者アンケート結果では、事業活動における環境の位置付け(図3-4)で、「環境」を「企業の社会的責任のひとつ」や「社会貢献活動のひとつ」として位置づけている事業所が9割以上を占め、事業活動を行う上で環境への配慮が重要であることが広く認識されています。

一方で、環境に配慮した取り組みを行う上での効果的な連携のあり方で、別のアンケートでは「資金不足」や「ノウハウ不足や技術的に困難」といった課題を挙げる事業者も多く、その解決策として、「自治体や国との連携」や「同業他社との連携による情報交換や技術研鑽」を求める声も多くなっています(図3-5)。

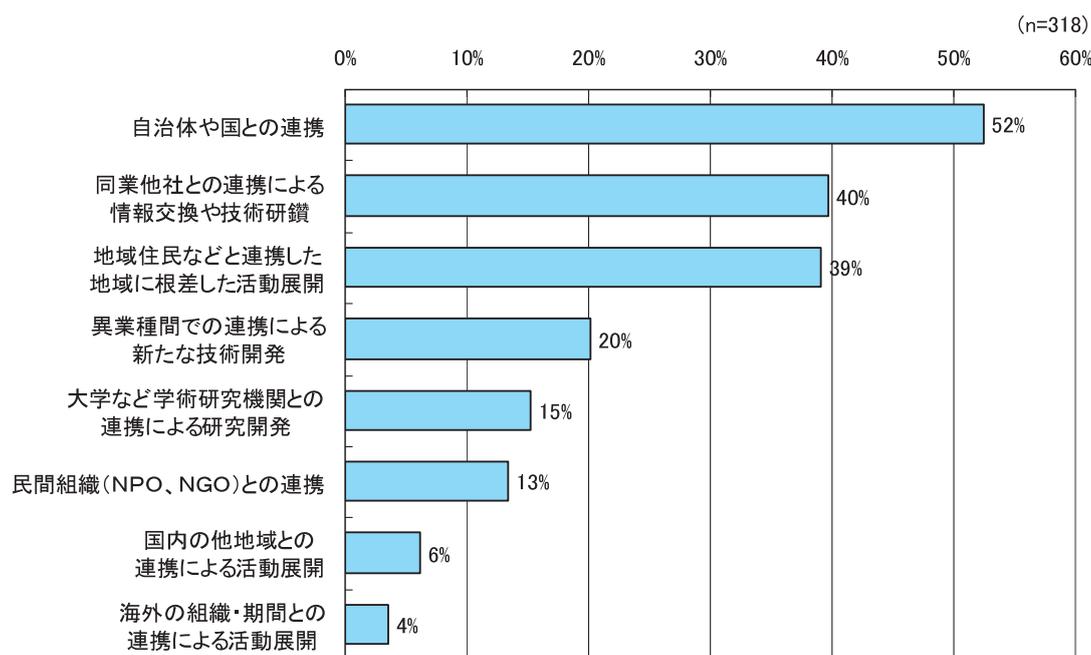
また、区民及び事業者アンケート結果では、環境面からみた新宿区の将来像について(図3-6)は、「環境と経済の両立を目指す世界的に誇れるまち」とした事業者の割合が高く、今後望まれる環境と経済の関係性が表れていると考えられます。

図3-4 事業活動における環境の位置付け



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定に事業者アンケート調査」(平成24年7月実施)

図3-5 環境に配慮した取り組みを行う上での効果的な連携のあり方(複数回答)



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる事業者アンケート調査」(平成24年7月実施)

* は用語集参照

4 5つの基本目標

計画の対象となる環境分野をもとに、5つの基本目標を設定しました。

基本目標1：人と自然が調和したまちの快適性を確保します

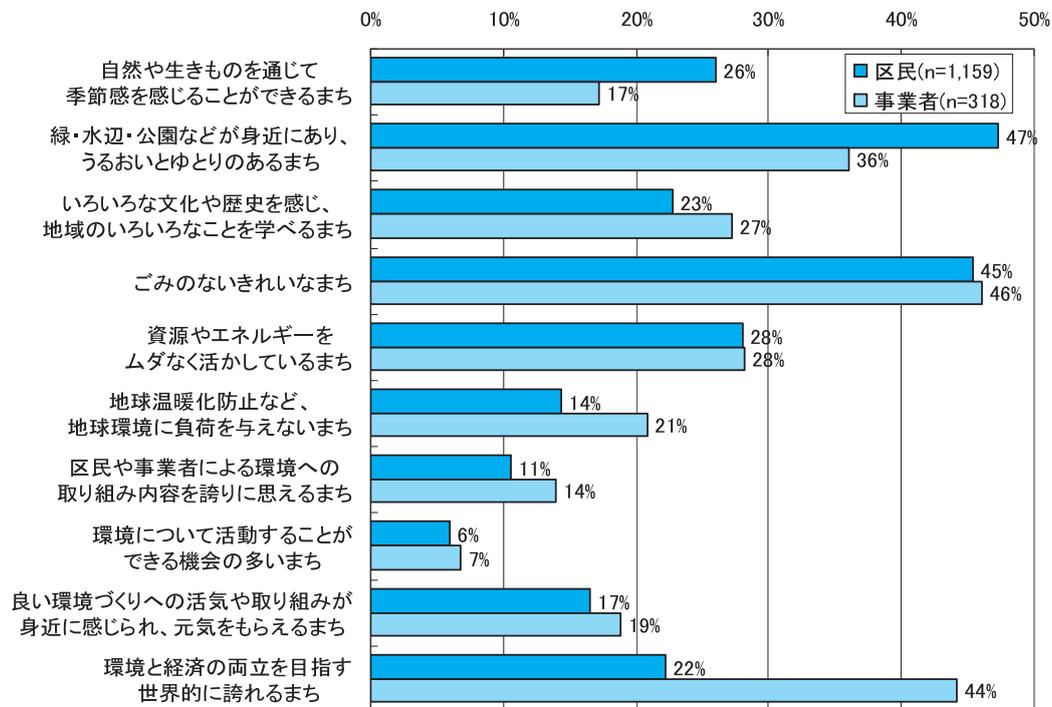
水辺やみどり、生物多様性への配慮など、快適に過ごすことのできる自然とのふれあいの場を保全・創出するとともに、まちの環境美化や良好な景観づくりなどを進め、人と自然が調和したまちの快適性を確保していきます。

新宿区では、高度成長やバブルの時期に、多くの自然が失われました。しかし、新宿中央公園や地域のビオトープ、神田川親水テラスなどで、生き物や水辺に親しむ活動が行われ、自然とふれあえる機会が増えています。アンケート結果では、生き物とのふれあいや生物多様性について、「身近な生き物を観察したり、野外に出て自然と積極的にふれあうことが大切」や「子どもの頃から身近な生き物に興味を持てるよう学校で教育を行ってほしい」と考えている人が多くなっています。

また、「新宿区空き缶等の散乱や路上喫煙による被害防止に関する条例」、「新宿区景観まちづくり計画」などに基づき、まちの快適性を高める取り組みも進めています。

区民及び事業者アンケート結果では、環境面からみた新宿区の望ましい将来像について（図3-6）は、「緑・水辺・公園などが身近にあり、うるおいとゆとりのあるまち」「ごみのないきれいなまち」が上位に挙げられています。

図3-6 環境面からみた新宿区の望ましい将来像について（複数回答）



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民及び事業者アンケート調査」（平成24年7月実施）

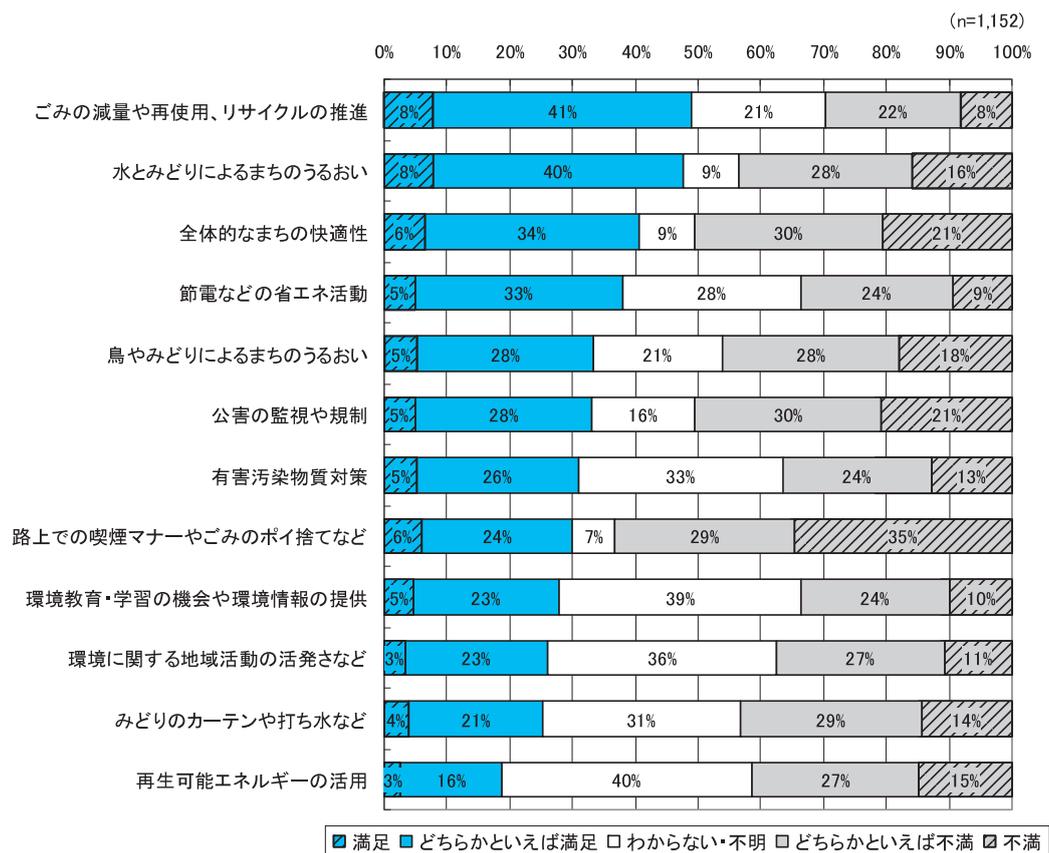
基本目標2：資源循環型の社会を構築します

日常生活のごみの適正な出し方の徹底及び区民や事業者に浸透しつつある3R活動をさらに充実させるとともに、クリーンで安全な環境を守るために産業廃棄物の適正処理や不法投棄ごみへの対策を図り、資源循環型の社会を構築していきます。

新宿区では、ごみの分別や3R¹⁾に関する活動やリサイクル活動センターの事業などにより、ごみの減量化や資源循環が着実に進んでいます。区民アンケート結果の身近な環境についての満足度（図3-7）では、「ごみの減量や再使用、リサイクルの推進」の満足度は比較的高くなっています。

また、排出されたごみについては適正に処理するとともに、路上などに放置される不法投棄ごみについても、区民や警察などと協働しながら対策を進めていきます。

図3-7 身近な環境についての満足度



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」（平成24年7月実施）

注）グラフの数値は、端数処理のため100%にならない場合があります。（他同様）

1) 3R

リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のことで、これらの順で廃棄物の削減に努めるのがよいとされています。

基本目標3：身近な環境の安全安心を守ります

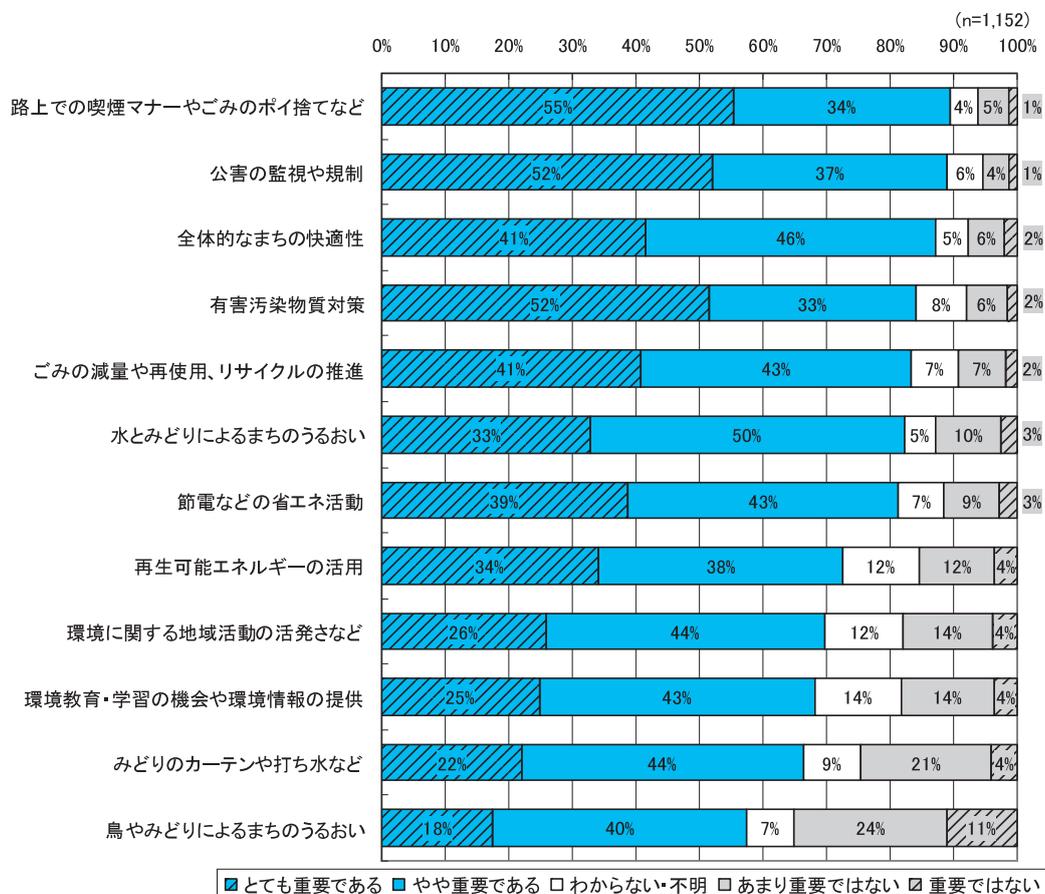
大気汚染や水質汚濁などの広域的な公害の改善や、近年増加している騒音や臭気の問題などの近隣公害の対策の他、有害汚染物質（VOCやアスベスト、広くは放射能汚染も含む）の適正管理、空き家等への対策など、今後もさらに監視や規制指導を強化し、区民が安全安心に暮らしていける身近な生活環境を守っていきます。

新宿区では、大気汚染や水質汚濁といった、広域的な公害については改善傾向を示していますが、建設現場、商店街等からの騒音問題や飲食店からの臭気問題など、都心ならではの問題もあり、加えて近年では住宅地域における飲食店等による夜間騒音問題も多く発生しています。

また、有害化学物質の取り扱いについては、土壌汚染対策を含め事業所に対しての指導や情報公開なども進んでいますが、光化学スモッグの要因とされているVOC、アスベスト等の汚染物資の問題が懸念されます。さらに、放射能汚染や空き家等に対する区民不安の解消も新たな課題となっています。

区民アンケート結果の身近な環境についての重要度（図3-8）では、「公害の監視や規制」「有害汚染物質対策」に関して重要であると答えている人が多くなっています。

図3-8 身近な環境についての重要度



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」（平成24年7月実施）

基本目標4：地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

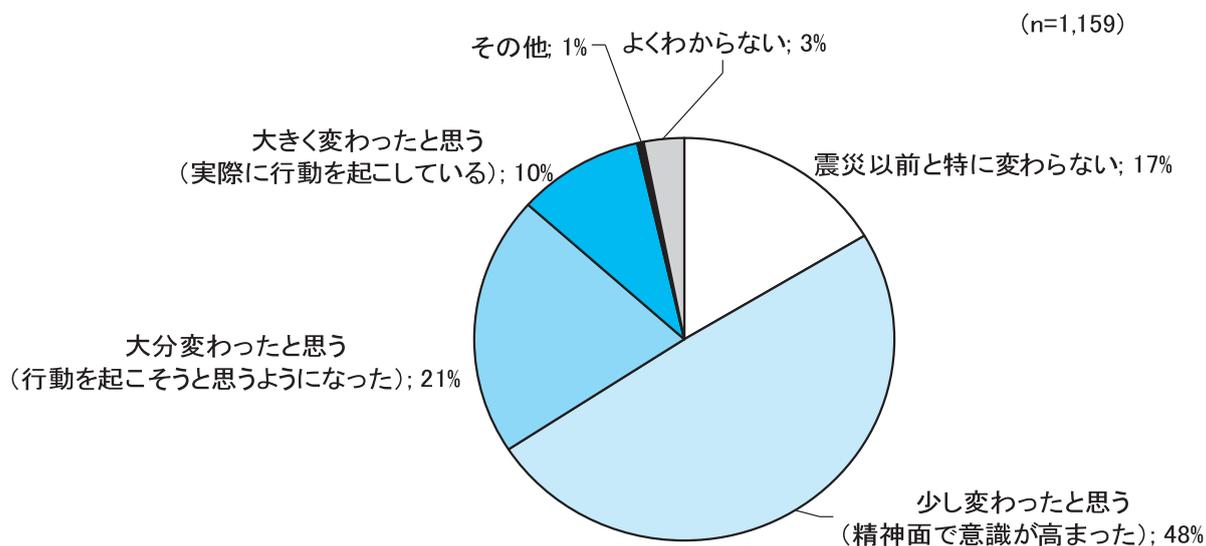
節電などの省エネルギーの推進や再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用などによる「創エネ」を実現するとともに、スマートコミュニティの形成に向けた地域エネルギーマネジメント構築の促進など、地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進していきます。

東日本大震災での原発事故以降、全国的にエネルギー問題に対する意識が高まっています。区民アンケート結果の東日本大震災以降のエネルギー問題に対する考えの変化（図3-9）では、震災前に比べてエネルギーに対する考えが変わったという回答が8割近くを占め、新宿区においても区民や事業者の意識が変化をしていることがうかがわれます。

新宿区は昼夜を問わず多くの人が集まり、多くの企業や商業施設が集積しているため、節電行動など小さな取り組み一つでも多くのエネルギー消費が抑えられ、多大なエネルギーの確保が可能となってきます。

また、学校や事業所などでは、太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーを活用したシステムの導入や、事業者による西新宿における地域冷暖房の導入なども行われており、今後はこれらの普及・拡大が期待されます。

図3-9 東日本大震災以降のエネルギー問題に対する考えの変化



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」（平成24年7月実施）

基本目標5：地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます

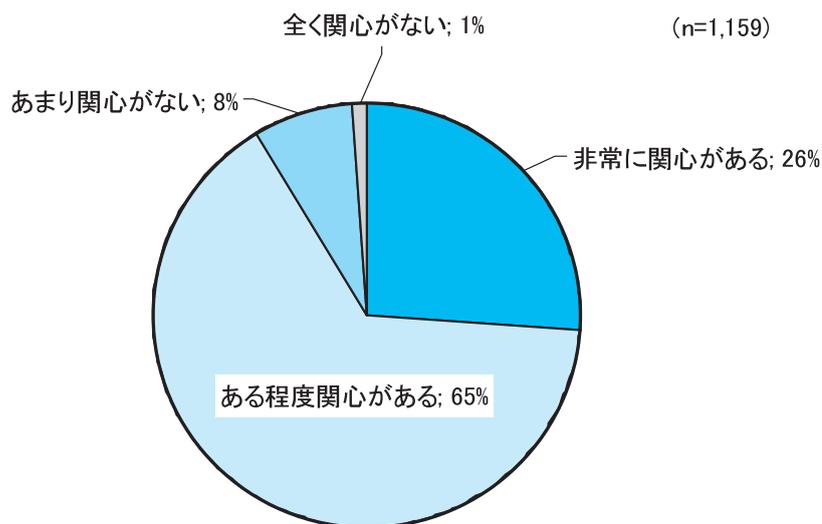
温室効果ガス削減のための仕組みづくりや低炭素な暮らしに向けた取り組みなどにより、地球温暖化対策を推進するとともに、ヒートアイランド対策である「緩和策」、「適応策」の適切な組み合わせなど、ハード、ソフトの両面から効果的な対策を推進することにより、地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めていきます。

新宿区では、平成23（2011）年3月に地球温暖化対策の実行計画となる「新宿区地球温暖化対策指針」を策定しました。この指針では、地球温暖化対策を効果的に進めるため区民、事業者、区のそれぞれの取り組みを具体的に設定し、着実に推進しています。この指針作成の際に実施した区民アンケート結果では、地球温暖化問題については、区民の約9割が関心があると回答しています（図3-10）。

また、国ではヒートアイランド現象対策として、「緩和策」と「適応策」という2つの方法を示しています。「緩和策」とは、人工排熱の低減や舗装を改善するなど、ヒートアイランド現象の原因へのハードな対策です。今後はさらに「風の通り道」を確保するなど都市構造レベルからの改善も求められています。

一方で、「適応策」とは、ヒートアイランド現象や大気汚染等がもたらす健康への影響を可能な限り軽減するもので、熱中症対策やクールビズ*など、区民や事業者の細やかな工夫による効果が期待されます。

図3-10 地球温暖化問題についての区民の関心度



資料：「新宿区地球温暖化対策指針策定にかかる区民アンケート調査」（平成22年6月実施）

第4章

重点的な取り組み

「重点的な取り組み」とは、目指すべき環境都市像を実現するため、現在の社会動向を踏まえつつ、これまでの新宿が蓄積し培ってきた地域の力と、新宿に集まる多種多様な人のもつエネルギーとが創り出す「新宿力」を活用し、新宿区が重点的に取り組んでいくものです。

- 1 主体的な環境活動とネットワーク化の促進
- 2 環境学習の推進
- 3 スマートコミュニティの形成

第4章 重点的な取り組み

1 主体的な環境活動とネットワーク化の促進

区内各地で行われている環境活動について、さらなる活動の広がりや活発化のため個人や地域の主体的な環境活動とネットワーク化を促進するための取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1-1 ② 生物多様性に配慮した環境づくり | 1-2 ① きれいなまちづくりの推進 |
| 2-1 ① リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | 2-1 ② リユース（再利用）の推進 |
| 2-1 ③ リサイクル（再生利用）の推進 | 4-1 ① 省エネルギーの推進 |
| 5-1 ① 温室効果ガス削減のための取り組み | |

【背景と概要】

新宿区では、様々な環境活動が区内各地域で活発に行われていますが、中でも「新宿エコ隊」の活動や「新宿『みどりのカーテン』プロジェクト」の取り組みは、登録者数や活動参加者数が増加傾向にあり、今後一層の活動の広がりが期待できます。また、区外でも「新宿の森」における森林保全体験やカーボン・オフセットの取り組みが行われています。

ここでは、これらの環境活動について、インターネットを活用した情報発信や情報交換、学校など教育機関での展開、イベントなどを通じた世代間交流など、既存活動の内容拡充や新たな活動の展開を通じて、各主体の参加と協働を促進しながら、活動のネットワーク化を図り、個人や地域の活動促進を図ります。

【具体的内容】

○身近な活動促進

「新宿エコ隊」は、WEBサイトの充実により、各種活動状況や結果（個人・地域単位など）を発信し、情報交換機能を高めます。また、学生版「新宿エコ隊」の活動推進や、エコ隊員同士の交流を深め、活動や情報交換の輪を広げるよう努めます。

また、みどりの保全の普及啓発活動や「新宿『みどりのカーテン』プロジェクト」などにおいては、高齢者と子どもたちの世代間交流や地域コミュニティの醸成に繋がるよう、さらなる充実を図ります。

新宿エコ隊の推進



新宿エコ隊の隊員証

みどりのカーテンの充実



ツルレイシのみどりのトンネル

新宿エコ隊 登録人数	現在 (H23)	→	目標 (H27)
	2,239人		4,000人

みどりの カーテン数	現在 (H23)	→	目標 (H27)
	1,731枚		2,000枚

* 目標値は、「新宿区第二次実行計画（目標年：H27）」で設定している数値です。

○自然の中での活動促進

区内のみどりや河川、ビオトープを活用して自然や生き物とふれあう機会や維持・管理活動への参加を促進します。

また、3つの新宿の森（長野県伊那市・群馬県沼田市・東京都あきる野市）での森林保全体験など区外の自然での活動への参加も促進します。

自然や生き物とのふれあい



おとめ山公園での自然観察活動

新宿の森での保全体験への参加



「新宿の森」での森林保全体験

○地域の特徴ある活動促進

区内各地で行われている環境イベントや、地域の美化・清掃活動などにおいて区民、事業者、区の連携を強化し、区民・事業者が自主的に行動しやすい環境を整え、活動の促進を図ります。また、新宿区の伝統作物である「内藤とうがらし*」「大久保つつじ*」等は、その普及啓発や緑化への利用を図ります。

まち美化活動の推進



3R活動の推進



ごみゼロデー・秋の地域 ごみゼロ運動の参加者	現在 (H23)	→	目標 (H34)
	7,868人		11,000人

* 目標値は、この計画（目標年：H34）において設定した数値です。

資源化率	現在 (H23)	→	目標 (H29)
	21.1%		35%

* 目標値は、「新宿区総合計画（目標年：H29）」で設定している成果指標です。

「内藤とうがらし」等の普及啓発や緑化利用



* は用語集参照

2 環境学習の推進

環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、全ての世代に対する環境学習を推進するための取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1-1 ① 水とみどりの環境整備の推進 | 1-2 ① きれいなまちづくりの推進 |
| 2-1 ① リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | 2-1 ② リユース（再使用）の推進 |
| 4-1 ① 省エネルギーの推進 | 5-1 ② 低炭素な暮らしに向けた取り組み |

【背景と概要】

新宿区では、エコリーダー養成講座や事業者による出前講座など、区民や事業者が自ら学び、実践していく取り組みが活発に行われています。また、毎年「新宿区環境白書」を発行し、新宿区の環境の現状を公表しているほか、「白書を読む会」の開催により区民・事業者の意識向上を促しています。

こうした取り組みにより区民・事業者の環境への意識は向上しており、具体的な活動へ繋がってきている状況にあります。さらに、エコリーダー養成講座の修了生が、今度は講師となり、次の世代の子どもたちの教育を行うなど、新たな展開も見えはじめています。

ここでは、環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、子どもからお年寄りまで全ての世代に対する環境学習を推進します。

【具体的内容】

○区民・事業者・区の協働による環境学習の推進

出前講座の開催などの推進や、エコリーダー養成講座修了生や協力団体、事業者との連携・協働により環境学習を促進します。

環境学習の充実



エコリーダー養成講座修了式



出前講座の推進

出前講座 参加者数	現在 (H23)	➔	目標 (H34)
	4,980人		➔

* 目標欄の矢印は、将来的に参加者数を増加させることを意味します。

○学校における環境教育の推進

環境白書や区ホームページなどにより環境情報を発信するとともに、身近な自然や施設などを利用することにより、小・中学校における環境教育を推進します。

環境教育の推進



新宿子ども環境シンポジウム



環境学習発表会

環境学習発表会 参加者数	現在 (H23)	→	目標 (H27)
	439人		500人

*目標値は、「新宿区第二次実行計画（目標年：H27）」で設定している数値です。

○環境学習の拠点の充実

環境学習の展開・実践や環境情報発信の拠点として、環境学習情報センター、リサイクル活動センター（新宿、西早稲田）を適切に運営します。なお、新宿リサイクル活動センターは機能充実を図るため、平成25（2013）年11月にリニューアルオープンする予定です。

環境学習拠点の充実



新宿リサイクル活動センターの建て替え(完成予想図)



環境学習情報センター

環境学習情報センター の年間利用者数	現在 (H23)	→	目標 (H34)
	41,246人		→

*目標欄の矢印は、将来的に年間利用者数を増加させることを意味します。

3 スマートコミュニティの形成

「新宿力」のひとつである集積の力を活用するとともに、将来的なグリーン経済の発展を見据え、スマートコミュニティの形成を図る取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 4-1 ① 省エネルギーの推進 | 4-1 ② 再生可能エネルギーの活用 |
| 4-1 ③ 未利用エネルギーの活用検討 | 4-2 ① 関連機器・設備の導入・開発促進 |
| 4-2 ② 地域エネルギーマネジメントの構築の促進 | 4-2 ③ 蓄電などによるリスク管理 |
| 5-1 ② 低炭素な暮らしに向けた取り組み | 5-2 ① 都市構造の改善 |

【背景と概要】

人やモノが多く集積するということは、小さな努力、小さな取り組みでも多大な効果を生むことが可能であることを意味します。多くのビルや商業施設、事業所が集まり、多くの人が訪れる新宿区には、その力を活かす大きなポテンシャルがあるといえます。

また、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した機器や蓄電設備に関する区民や事業者の関心も高く、すでに導入されている西新宿での地域冷暖房の高度化をはじめとして、地域全体での取り組みも期待されます。

このように、将来的なグリーン経済の展開を見据え、区民・事業者が、エネルギー使用に関しての見える化やネットワーク化を図ることにより、単なる消費者の立場からエネルギーをマネジメントする立場へと進み、区はこれらを促進するための情報提供や環境整備を行い、スマートコミュニティの形成を推進します。

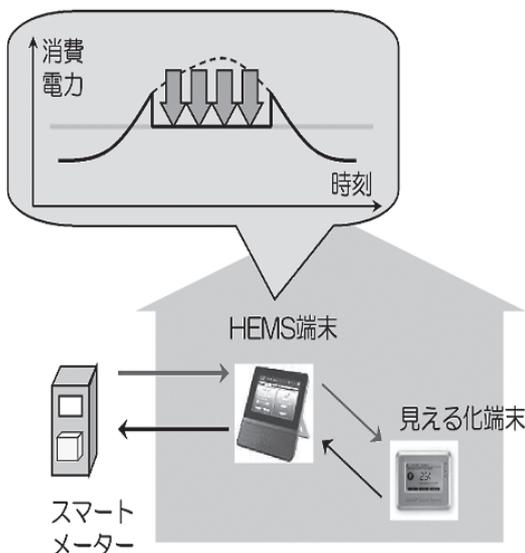
【具体的内容】

○エネルギー使用状況の見える化とマネジメント

多くの家庭・事業所が節電することにより、多大なエネルギー消費の抑制効果を生むことができます。同時に、ビルやマンションなど、建物全体のエネルギー消費を減らす工夫を施すことにより、CO₂発生量を抑制するという効果も得られます。

ここでは、節電をより効果的に進めるアイテムとしてのスマートメーター*を活用したエネルギーの“見える化”を足がかりとして、ビル全体のエネルギー対策を促進するなど、将来的なスマートコミュニティ形成のための第一歩となる創エネを促進します。

一般家庭のスマートメーター全戸設置、見える化 省エネルギー診断*によるエネルギー対策の促進



事業者の省エネルギー診断の様子

省エネルギー診断 実施件数	現在 (H23)	目標 (H25 ~ H27 累計)
	7件	30件

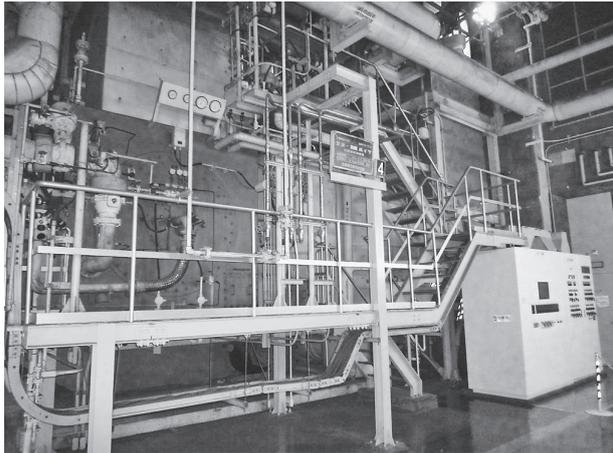
*目標値は、「新宿区第二次実行計画（目標年：H25～H27累計）」で設定している数値です。

資料：東京電力

○エネルギー利用の高度化の促進

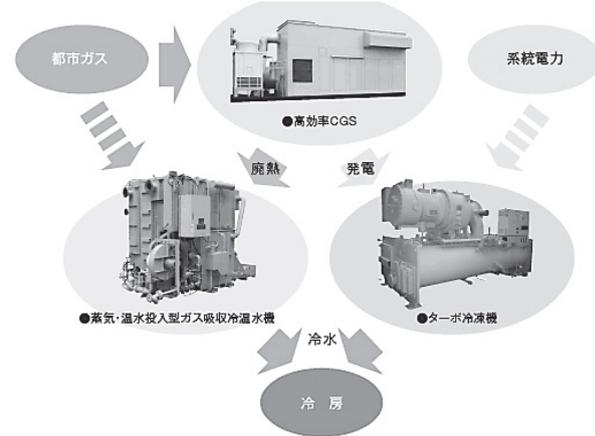
スマートハウス¹⁾化など各家庭や事業所、ビルなどの個別対策の他に、すでに導入されている地域冷暖房の高度化を支援するとともに、高効率コージェネレーションシステム²⁾の導入などを促進します。さらに、複数のプラント、需要者間の連携と最適制御により、地域全体での省エネ、低炭素化を実現するスマートエネルギーネットワークの構築を支援します。

地域冷暖房の高度化と新たな展開検討



西新宿の地域冷暖房設備

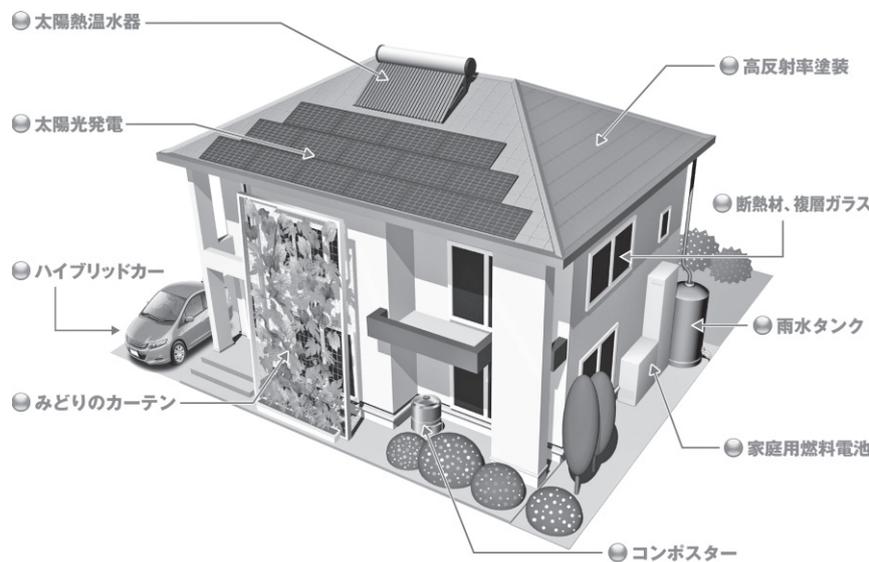
高効率コージェネレーションシステムの導入検討



資料：東京ガス

地域冷暖房の高度化件数	現在 (H24)	目標 (H34)
	1カ所	2カ所

* 目標値は、この計画（目標年：H34）において設定した数値です。



スマートハウスのイメージ

1) スマートハウス

家庭において、環境技術と情報通信技術との融合により生活の快適性を損なわず、エネルギー利用の最適化を実現する家です。併せて、ライフスタイル変革や環境配慮への継続的な行動を促進する「家庭エネルギー情報の見える化」や「家庭エネルギーの制御」も目指しています。

2) コージェネレーションシステム

発電を行う際に発生した排熱を暖房や給湯等に利用するエネルギー供給システムです。発電と熱利用を同時に行うことから、高効率なシステムとして、さらなる普及が期待されます。西新宿地区で行われている地域冷暖房の取り組みもこのシステムを活用しています。

○物流システムの効率化の検討

新宿区では活発な事業活動に伴う物流システムが発達し、区内のCO₂排出量についても「運輸部門」は約2割を占めています。これまでも物流に関わる様々な関係者が連携して環境問題に取り組み、例えば、社団法人東京都トラック協会では平成18（2006）年から「グリーン・エコプロジェクト¹⁾」を立ち上げ、車両ごとの燃費の見える化、エコドライブ²⁾活動、CO₂排出削減、燃費向上などに取り組んでいますが、このような取り組みは物流の面からスマートコミュニティの形成を推進するものと言えます。

今後、新宿区は東京都や物流事業者と連携して、エコドライブ、共同輸配送システム、GPS利用による車両位置確認と輸送の見える化を促進するなど、「運輸部門」の省エネ、CO₂排出削減、大気汚染対策など物流システムの効率化の検討を進めていきます。



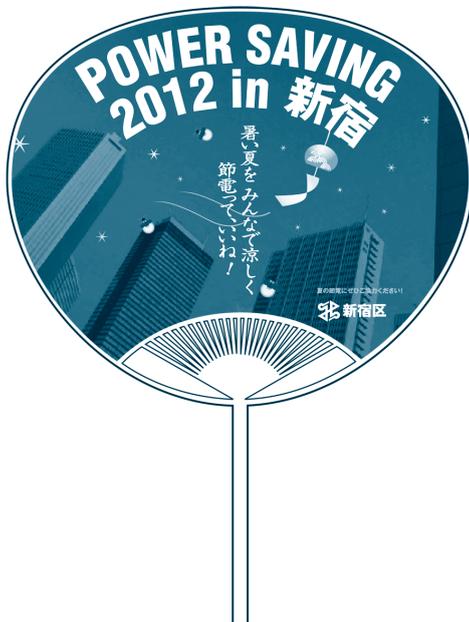
環境CSRから進める経路改善
グリーン・エコプロジェクト
社団法人 東京都トラック協会

○創エネの推進

機器の導入など個別の取り組み以外に、節電をはじめ、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用などによる創エネについても、区民、事業者、区が一体となって取り組むための仕組みづくりを検討していきます。

また、事業者への「省エネルギー診断」等の省エネ支援や情報提供などを通じた普及啓発を図ります。

創エネの参加促進、普及啓発



太陽光発電システムの設置



子ども総合センターの太陽光発電施設(20kW)

省エネナビ等 貸出件数	現在 (H24)	→	目標 (H25～H29 累計)
	55件		500件

* 目標値は、「新宿区総合計画（目標年：H29）」で設定している成果指標です。

1) グリーン・エコプロジェクト

東京都トラック協会による事業で、エコドライブ活動に必要なツール等の提供、燃費データベースの作成支援などにより、事業活動における環境対策を進めています。

2) エコドライブ

環境に配慮した自動車の利用方法です。（公益財団法人）交通エコロジー・モビリティ財団では、10の配慮を推奨しています（用語集参照）。

第5章

個別施策と各主体の取り組み

「参加と協働の促進」や「グリーン経済の推進」といった横断的な観点を中心とした5つの基本目標ごとの個別施策に関わる、区民、事業者、区の具体的な取り組みを示します。

- 1 人と自然が調和したまちの快適性を確保します
- 2 資源循環型の社会を構築します
- 3 身近な環境の安全安心を守ります
- 4 地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します
- 5 地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます

第5章 個別施策と各主体の取り組み

基本目標1：人と自然が調和したまちの快適性を確保します

1-1. 自然とのふれあいの場の創出

都市生活における自然との関わりを意識しながら、快適に過ごすことのできる自然とのふれあいの場を創出します。その際、水辺やみどりのある場所を利用するとともに、生物多様性の保全にも配慮します。

個別施策	区 民	事業者
①水とみどりの環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な自然を大切にするなど、みどりの保全に努める。 ○公園サポーターの登録等、公園や学校でのビオトープの維持や管理・運営に関わるよう努める。 ○「神田川ファンクラブ*」など川に親しむ活動へ参加するよう努める。 ○「神田川親水テラス」の一般開放に参加し、河川や水生生物とのふれあいに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所周辺の自然を大切にするなど、みどりの保全に関する意識向上に努める。 ○水辺などでのイベントや活動などの参画に努める。
②生物多様性に配慮した環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ビオトープ等に生息する生き物を見守り観察するよう努める。 ○区や事業者等との協働事業や自然学習会などに参画・参加するよう努める。 ○庭やベランダなど身近な場所に、生き物の生息環境を創出する工夫や配慮に努める。 ○ペットなどの生き物を最後まで責任を持って育てるよう努める。 ○外来生物の取り扱いに注意するなど、地域の生態系を乱さないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の敷地や屋上などに、生き物の生息環境を創出する工夫や配慮に努める。 ○区や区民等との協働事業や自然学習会などに参画・参加するよう努める。 ○外来生物の取り扱いに注意するなど、地域の生態系を乱さないよう努める。

※区 民：区民（新宿区に住む人、新宿区で働き・学び・活動する人）

例）地域組織（町会・自治会等）、活動団体（NPO等）、児童・生徒

事業者：例）企業、商店、商店会、病院、個人事業者、新宿区エコ事業者連絡会¹⁾、大学、私立学校

環境指標

○神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）

○神田川生き物実態調査における確認種数

*は用語集参照

1) 新宿区エコ事業者連絡会

区と事業者が協力し、地球環境の保全について取り組む会であり、区と事業者及び事業者同士の情報交換の場となっています。会の企画・運営は、区と事業者の方々に調整を行っています。

担当課の*印は主管課

区	
<ul style="list-style-type: none"> ①-1 親水施設や河川公園などの整備・充実に取り組む。 ①-2 「神田川親水テラス」や「神田川ふれあいコーナー」などを活用して、区民が水辺環境や水生生物とふれあう機会と環境学習の場を提供する。 ①-3 「新宿区みどりの基本計画」の着実な推進を図り、みどりの保全や普及啓発を図る。 ①-4 保護樹木、保護樹林などを指定し、助成等を通じて民有地のみどりの保全を図る。 ①-5 民間施設の屋上・壁面緑化を「空中緑花」と位置付け、普及促進を図る。 ①-6 区有施設において様々な手法により整備した多様なみどりを保全し、新宿ならではの特色あるみどりをつくる。 ①-7 「ふれあいトーク宅配便*」の講座を活用して環境学習の場を提供する。 	<p>〈担当課〉 ①-1 ～ 5, 7 (*みどり公園課)、①-2, 6, 7 (全課・教育委員会)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ②-1 小学校や公共施設に整備したビオトープを適切な状態に維持・管理し、児童や区民の参加と活用を促進する。 ②-2 地域拠点ビオトープを活用して、区民が自然や生き物とふれあう機会の創出を図る。 ②-3 区立公園や公共施設の新設や改修の機会をとらえ、生き物の生息に配慮した整備を行う。 ②-4 おとめ山公園及び隣接する公務員宿舍の跡地等をあわせて「区民ふれあいの森」として整備し、区民が自然とふれあう場を提供する。 ②-5 関係部署が連携して、区内や新宿の森において大人や子どもを対象とした自然や生き物に関する環境学習会や講座等を開催する。 ②-6 歴史と文化にゆかりのあるみどりの情報を収集し、区民等に発信する。 ②-7 みどりの必要性や大切さを、広報やホームページを活用して区民等に伝える。 ②-8 「ふれあいトーク宅配便」の講座を活用して環境学習の場を提供する。 ②-9 新宿区の伝統作物である内藤とうがらし、大久保つつじや早稲田のみょうが*等の普及啓発を図る。 	<p>〈担当課〉 ②-1 ～ 8 (*みどり公園課)、②-5 (*環境対策課)、②-1, 5, 8, 9 (全課・教育委員会)</p>

現 状	目 標 (H34)	備 考
659人 (H23)*	1,000人	
10科21種 (H23)		

* (H〇〇) は、年度

基本目標 1：人と自然が調和したまちの快適性を確保します

1-2. 都市生活の快適性の確保

まちの環境美化や良好な景観づくりなどを進め、人と自然が調和したまちの快適性を確保します。

個別施策	区 民	事業者
① きれいなまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみのポイ捨てや路上喫煙をしない。 ○日頃から自宅前などの道路は自ら清掃するよう努める。 ○町会など地域組織はまち地域の美化活動を定期的に行い、自分たちのまちを自分たちの力できれいにするよう努める。 ○町会など地域組織は路上喫煙禁止の周知・啓発活動を地域の路上喫煙対策協力員と協力して行うよう努める。 ○区や地域組織が実施するまち美化への取り組みや清掃活動、路上喫煙禁止の周知・啓発活動に積極的に参加するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員が事業活動の中でごみのポイ捨てや路上喫煙をしないよう、周知・徹底を図る。 ○日頃から事業所前などの道路は自ら清掃するよう努める。 ○事業所周辺の美化活動を定期的に行うなど自分たちのまちを自分たちの力できれいにするよう努める。 ○区や地域組織が実施するまち美化への取り組みや清掃活動、路上喫煙禁止の周知・啓発活動に積極的に協力するよう努める。
② 人にやさしい快適な道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用のルール、マナーを守り、積極的に活用するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用に配慮した施設の整備に努める。
③ 景観に配慮したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○景観まちづくりに関する理解を深めるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「景観まちづくり計画」に留意するなど、区の景観まちづくりに協力するよう努める。

環境指標

- ごみゼロデー*、秋の地域ごみゼロ運動*の年間参加者数（春・秋の合計）
- 路上喫煙率（生活道路調査30カ所の単純平均）
- まちの快適性の満足度*（アンケート結果による）

※まちの快適性の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「(設問) あなたの身近な環境について」のうち、「まち並みの美しさや環境に配慮した開発など、全体的なまちの快適性」についての満足度（「満足」「どちらかといえば満足」の合計）の割合

担当課の*印は主管課

区	
<p>①-1 「ごみゼロデー、秋の地域ごみゼロ運動*、年末クリーン大作戦*、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」等を区民、事業者等と協働で継続的に実施する。</p> <p>①-2 ポスターや路面タイル、標識などを作成、掲出・設置するなどにより「ポイ捨て禁止・路上喫煙禁止」の周知・啓発を図る。</p> <p>①-3 美化推進重点地区*における美化を推進するため、対象地域の道路を清掃する。</p> <p>①-4 美化推進重点地区の美化推進を図る。</p> <p>①-5 新宿区も歌舞伎町の一事業者として、職員や商店会、事業者、ボランティアなどと協働で「歌舞伎町クリーン作戦*」を毎週実施する。</p> <p>①-6 路上喫煙禁止の実効性を補うため、路上喫煙禁止パトロール*を実施する。</p> <p>①-7 「喫煙スポット*」の改善及び充実を図る。</p> <p>①-8 「ふれあいトーク宅配便」の講座を活用する環境学習の場を提供する。</p>	<p>〈担当課〉①-1～8（*生活環境課）①-1, 4, 5, 8（全課・教育委員会）</p>
<p>②-1 広幅員の歩道や自転車走行空間など、歩行者や自転車利用者に配慮した道づくりを行う。</p> <p>②-2 路上不法占用物件や放置自転車など、歩行者や自転車等の通行の妨げとなる要因を取り除く。</p>	<p>〈担当課〉②-1（*交通対策課、*道路課）、②-2（*交通対策課）</p>
<p>③-1 「景観まちづくり計画」の着実な運用を図り、景観に配慮したまちづくりを推進する。</p> <p>③-2 「ふれあいトーク宅配便」の講座を活用する環境学習の場を提供する。</p>	<p>〈担当課〉③-1, 2（*景観と地区計画課）③-2（全課・教育委員会）</p>

現 状	目 標 (H34)	備 考
7,868人 (418団体) (H23)	10,000人 (450団体)	
0.91% (H24)	0.5%	
40.9% (H24)		

基本目標2：資源循環型の社会を構築します

2-1. 3Rの推進

従来から進められてきた3R活動をさらに充実させ、引き続き資源循環型社会の構築に向けた取り組みを着実に進めます。

個別施策	区 民	事業者
① リデュース（ごみの発生抑制）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○製品購入時の製品の選択、過剰包装や不用なレジ袋の辞退、日常生活の中の無駄の見直しなど、環境負荷の少ないライフスタイルに変えていくよう努める。 ○新宿エコ自慢ポイント*に登録し、リデュース活動（レジ袋等の辞退等）に努める。 ○ごみの中から資源物を徹底して分別するよう努める。 ○家庭の生ごみの減量に努める。 ○リサイクル活動センターや新宿清掃事務所主催の環境学習や取り組みに参加するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの出にくい製品やリサイクルしやすい製品の開発、包装類の見直しなど、生産者責任を念頭に置いた事業に努める。 ○商品包装の簡素化に努める。 ○廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の作成を行うよう努める。 ○新宿区3R推進協議会に参画するとともに、「3R推進行動計画書」を作成し実践するよう努める。
② リユース（再利用）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○繰り返し使えるリターナブルびん（牛乳びん、ビールびんなど）の商品を購入するよう努める。 ○リサイクル活動センターや新宿清掃事務所主催の環境学習の取り組みに参加するよう努める。（再掲） ○リサイクル活動センター内にある「もいちど倶楽部*」やリユース家具の展示販売を利用するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○リターナブルびんなどの使用商品の開発、販売を行うよう努める。 ○自己処理責任において、民間回収業者への引き渡しなど資源回収に積極的に取り組むよう努める。
③ リサイクル（再生利用）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○区が行う分別回収や地域住民で構成された集団回収実践団体への参加等により、資源回収ルートを積極的に利用するよう努める。 ○リサイクル活動センターや新宿清掃事務所主催の環境学習や取り組みに参加するよう努める。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル可能なものは、自らの責任において資源回収業者に引き渡すよう努める。

環境指標

○区民一人1日あたりの区収集ごみ量*

○資源化率*

○買い物の際、レジ袋を断る方が多いまたは、ほとんど受け取らない人の割合（区政モニターアンケート）

※区民一人1日あたりの区収集ごみ量＝年間区収集ごみ量/人口（1月1日現在）/365日

※資源化率＝資源回収量/（区が収集するごみ量＋資源回収量）

担当課の*印は主管課

区

- ①-1 区民、事業者及び区による意見交換の場として「新宿区3R推進協議会」を運営し、相互に理解を深めながら、レジ袋削減対策等ごみ発生抑制に関する取り組みを推進する。
- ①-2 事業者に協力を呼びかけるとともに、区民への出前講座などの環境学習を推進する。
- ①-3 事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入指導の強化、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導する。
- ①-4 「ふれあいトーク宅配便」の講座を活用する環境学習の場を提供する。
- ①-5 生ごみの減量を推進する。
- ①-6 リサイクル活動センターの整備・充実を図る。

〈担当課〉 ①-1～5 (*生活環境課、*新宿清掃事務所) ①-2, 4 (全課・教育委員会) ①-6 (*環境対策課)

- ②-1 リサイクル活動センターの整備・充実を図る。(再掲)
- ②-2 リサイクル活動センターにおいて、日用品や家具などのリユース、おもちゃの修理等を推進する。
- ②-3 事業者に協力を呼びかけるとともに、区民への出前講座などの環境学習を推進する。(再掲)

〈担当課〉 ②-1～2 (*環境対策課) ②-3 (*生活環境課、*新宿清掃事務所) ②-3 (全課・教育委員会)

- ③-1 集団回収、古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチックなどの資源回収を推進し、資源化率の向上を図る。
- ③-2 金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみに含まれる金属等の資源回収を実施し、資源のさらなる有効活用を図る。
- ③-3 地域住民が自主的に行う集団回収を推進するため、リサイクル活動団体への支援を実施する。
- ③-4 事業者に協力を呼びかけるとともに、区民への出前講座などの環境学習を推進する。(再掲)
- ③-5 リサイクル活動センターの整備・充実を図る。(再掲)

〈担当課〉 ③-1～4 (*生活環境課、*新宿清掃事務所) ③-1, 2, 4 (全課・教育委員会) ③-5 (*環境対策課)

現 状	目標 (H34)	備 考
659g (H23)	433 g (H29)	目標 (H29) は、新宿区総合計画の成果指標
21.1% (H23)	35% (H29)	目標 (H29) は、新宿区総合計画の成果指標
30.6% (H23)	50% (H29)	目標 (H29) は、新宿区第二次実行計画の目標

基本目標2：資源循環型の社会を構築します

2-2. ごみの適正処理

日常生活におけるごみの出し方を徹底するとともに、産業廃棄物*や不法投棄されたごみに対して、クリーンで安全な環境を守るために適正処理を図ります。

個別施策	区 民	事業者
①ごみの適正な出し方の徹底	○ごみを出す際には、適切な分別を行うとともに、地域のルールに従い、決められた曜日に適切な場所に出すよう努める。	○ごみを出す際には、適切な分別を行うとともに、決められた方法で適切な場所に出すよう努める。
②産業廃棄物・建設副産物の適正処理	○区の環境対策に基づき、発注したとおり施工業者が履行しているか確認・監視に努める。	○発生材の現場利用や再資源化による積極的な活用に努め、適正処理を徹底するよう努める。
③不法投棄対策	○不法投棄は犯罪行為であり、住環境悪化の一因であることから、区と連携して不法投棄を許さない地域づくりに努める。(例：区民パトロール)	○廃棄物が不法投棄されないように、最終処分までの処理過程を把握するよう努める。

環境指標

○区発注工事における特定建設資材廃棄物の再資源化率

担当課の*印は主管課

区	
<p>①-1 新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）の着実な推進を図る。</p> <p>①-2 区民や事業者に対して、適正なごみの出し方について、パンフレットやホームページなどで周知を図る。</p>	<p>〈担当課〉 ①-1, 2 (*生活環境課*新宿清掃事務所)</p>
<p>②-1 工事に際しては、環境影響に配慮し、廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者に対しては、適正処理の監督強化及び再資源化の促進を図る。</p> <p>②-2 建築物の解体、新築工事等において建設リサイクル法による届け出を徹底させることで再資源化等の促進及び廃棄物の適正な処理を図る。</p>	<p>〈担当課〉 ②-1 (*施設課、*みどり公園課、*道路課) ②-2 (*建築指導課)</p>
<p>③-1 不適正排出集積所への指導強化として、警告シールの貼付、看板の掲示、周辺への注意ビラの配布等により、再発防止に取り組む。不法投棄が頻発する集積所については、夜間・早朝パトロール等による排出者指導を行うとともに、悪質なケースは警察への告発も見据えて厳しく対応する。</p> <p>③-2 道路における不法投棄については、警告シールの貼付や看板の掲示などにより再発防止に取り組む。また、不法投棄が再発する箇所については、パトロールを強化する。</p> <p>③-3 公園内における不法投棄については、警告シールの貼付や看板の掲示などにより再発防止に取り組む。また、不法投棄が再発する箇所については、職員が重点的に巡回し指導を行うとともに、維持・修繕の中で物理的に不法投棄をしにくくするなどの対応を行う。</p>	<p>〈担当課〉 ③-1 (*新宿清掃事務所)、③-2 (*交通対策課)、③-3 (*みどり公園課)</p>

現 状	目 標 (H34)	備 考
100%	100%	<p>「東京都建設リサイクル推進計画」（平成19年4月）では、平成27年度までに建設副産物の再資源化率を99%以上にするとしており、区においてもこの目標を踏襲します。</p> <p>なお、再資源化率とは、工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの百分率をいいます。</p>

基本目標3：身近な環境の安全安心を守ります

3-1. 公害対策等

大気汚染や水質汚濁など広域的な公害の改善を図るとともに、近年増加している騒音や臭気問題などの近隣公害や空き家問題（防犯、倒壊の不安等）に対して適切な対策を講じます。

個別施策	区 民	事業者
① 環境監視及び公害の監視・規制指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する知識を持ち、周辺環境への関心を高めるよう努める。 ○光化学スモッグの発生に注意するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動が環境に及ぼす影響を考慮し、環境に配慮した事業活動を行うよう努める。 ○光化学スモッグの発生に注意するよう、従業員への周知徹底を図るよう努める。
② 近隣公害等の対策促進	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から生活する上で発生する音や臭いなどは近隣へ配慮し、相互に譲歩、協調に努める。 ○建設工事等や店舗等、事業活動に伴う騒音や悪臭については、地域での調和を図りながら、抑止効果を高めることで、問題の解決に努める。 ○日頃よりコミュニケーションを円滑にし、良好な近隣関係を築き、空き家等によるリスク低減に向けて地域の対応力を高めるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ビル所有者や、工事業者・店舗などの事業者は、騒音問題や、臭気問題に関し、地域との繋がりを重視し、近隣へ配慮した事業活動に努める。 ○空き家等によるリスクの発生を抑制し、建物等を適正に管理するとともに、速やかな解消に努める。

環境指標

- 環境基準100%達成（各年度調査）
- 苦情処理の対応満足度（各年度集計）

担当課の*印は主管課

区	
<p>①-1 大気・水質・騒音等、各種汚染状況等を的確に把握し、環境基準等の適合状況を評価するとともに、評価結果に関する情報提供と汚染等防止対策の監視・規制指導を行う。</p> <p>①-2 光化学スモッグの発生時は、区民施設への看板掲出やメール配信、防災無線等の活用（警報発令時）により、区有施設（私立保育園等含む）及び区民への情報提供を行う。</p>	<p>〈担当課〉 ①-1（*環境対策課・*生活環境課） ①-2（*環境対策課）</p>
<p>②-1 良好な環境維持のため、建設現場、商店街等における騒音や飲食店等からの悪臭について、監視体制を強化するとともに、規制・指導を行う。</p> <p>②-2 空き家等について、所有者等への助言や指導を通してリスクを低減して近隣住民の不安解消を図る。</p>	<p>〈担当課〉 ②-1（*生活環境課） ②-2（*危機管理課、*生活環境課、*建築指導課）</p>

現 状	目 標（H34）	備 考
大気及び騒音の一部を除き適合	100%達成	
69% (H23)		

基本目標3：身近な環境の安全安心を守ります

3-2. 有害汚染物質の適正管理

有害汚染物質（VOCやアスベスト、広くは放射能も含む）に関して、適切な情報提供や事業者への助言、指導を行うとともに、災害時等に発生が予測されるリスク（アスベストや有害物質の飛散）の軽減対策を推進します。

個別施策	区 民	事業者
①有害化学物質対策の実施	○事業者・区が公表する化学物質の排出状況に関心を持つて的確に判断するよう努める。	○事業所で使用する化学物質を適正に管理し、排出量の低減に努める。
②災害によるリスクの軽減	○放射能やアスベストなどについての正確な知識や情報の収集に努める。	○災害時に備え、アスベストの除去等飛散防止対策等に努める。

環境指標

○有害汚染物質対策の満足度※（アンケート結果による）

○吹付けアスベスト除去等工事の補助金助成件数（年間）

※有害汚染物質対策の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「(設問) あなたの身近な環境について」のうち、「有害汚染物質（有害化学物質、放射能等）対策」についての満足度（「満足」「どちらかといえば満足」の合計）の割合

担当課の*印は主管課

区	
<p>①-1 事業所における化学物質（VOCなど）の排出状況を把握し、事業所に対し適正な管理を指導するとともに、把握したデータを区民等にわかりやすく情報提供する。</p> <p>①-2 工場・指定作業場の廃止時等における、土壌汚染対策の適切な助言・指導を行うとともに、土壌汚染対策に関する情報の提供を行う。</p> <p>①-3 道路・橋梁等付帯構造物や建物を塗装する際や公共施設の建設等の際、光化学スモッグ等の原因物質のひとつになるVOCの含有量の少ない低VOC塗料や低公害の建材を使用するなど、大気汚染防止を図る。</p>	<p>〈担当課〉 ①-1, 2 (*生活環境課)、①-3 (*道路課、*施設課)</p>
<p>②-1 地域防災計画等に基づき、有害汚染物質飛散防止に向けた適切な対応を図る。</p> <p>②-2 アスベスト除去等工事において、アスベスト飛散防止対策状況の検査や工事業者への助言・指導を行う。</p> <p>②-3 民間建築物の所有者等に対し、吹付けアスベスト除去等工事に対して、啓発・助成を行う。</p> <p>②-4 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染に対応し、区民への放射線量測定器の貸出しを行う。</p> <p>②-5 放射能汚染に対応し、区有施設等の空間放射線量¹⁾及び区内放射線量定期測定を行う。</p> <p>②-6 放射性物質検査機器を導入し、区内の保育施設・小中学校等の給食（調理済みの食品）について、放射性物質のスクリーニング検査を行う。</p>	<p>〈担当課〉 ②-1 (*危機管理課)、②-2 (*生活環境課)、②-3 (*建築指導課) ②-4 (*生活環境課)、②-5 (*環境対策課、*生活環境課) ②-6 (*衛生課)</p>

現 状	目 標 (H34)	備 考
31.2% (H24.6)		
4件 (H23)	15件 (H27)	目標 (H27) は、新宿区第二次実行計画の目標

¹⁾ 空間放射線量

一定時間（通常1時間あたり）内の空間のガンマ線量をいいます。

基本目標4：地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

4-1. 創エネの推進

新宿区の特長である人やモノの集積を活かし、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー、未利用エネルギー*の活用などにより、大きな取り組み効果が期待される「創エネ」を着実に推進します。

個別施策	区 民	事業者
①省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○電力の見える化を導入するなど、日常生活を省エネスタイルにするよう努める。 ○LED照明や省エネ型の家電製品を購入するよう努める。 ○「新宿エコ隊」に登録し、積極的な省エネ活動や情報収集に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー診断を活用するなど事業所の省エネ化を推進するよう努める。 ○LED照明や省エネ型のOA機器の導入に努める。 ○「新宿エコ隊」への登録やエコ事業者連絡会への参加などにより、積極的な省エネ活動や情報収集に努める。
②再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅への太陽光発電システム、太陽熱温水器*・太陽熱給湯システム*、ヒートポンプ給湯器*等の導入に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システム、ヒートポンプ給湯器等の導入に努める。
③未利用エネルギーの活用検討	<ul style="list-style-type: none"> ○未利用エネルギーに関する情報収集などにより関心を持つよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市排熱、下水道熱等の調査・検討を行うよう努める。

※未利用エネルギーには、「生活排水や中・下水の熱」「清掃工場の排熱」「超高圧地中送電線からの排熱」「変電所の排熱」「河川水・海水の熱」「工場の排熱」「地下鉄や地下街の冷暖房排熱」「雪氷熱」「地中熱」「地下水熱」等があります。

環境指標

- 省エネナビ*等貸出し件数（年間）
- 省エネルギー診断実施事業者数
- 街路灯のLED化基数
- 区有施設への太陽光発電設備機器（10kW程度以上）の設置数（累計）

担当課の*印は主管課

区

- ①-1 身近な省エネ行動を始めるきっかけとして「新宿エコ隊」の登録数を増やし、「新宿『みどりのカーテン』プロジェクト」の普及、「新宿打ち水大作戦」などの事業を実施する。
- ①-2 省エネ、節電行動を実践する。
- ①-3 区民へ省エネナビ等の貸出しを行い、エネルギー使用量の見える化を図る。
- ①-4 区有施設への省エネ機器の導入の他、エネルギー使用量の見える化を図る。
- ①-5 事業者の省エネ行動を促進するため、省エネルギー診断や環境マネジメントシステム認証取得助成等、中小事業者向けの各種事業を実施し、普及啓発に努める。
- ①-6 一定規模以上の新築・増改築、修繕を行う建築物について、省エネルギー措置の実施を指導する。
- ①-7 商店会等が実施する、商店街路灯のLED街路灯への設置・切替や、ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置・切替等の商店街における環境対策への取り組みに対し、必要な費用について助成を行い、支援する。
- ①-8 街路灯をエネルギー効率の良い省エネタイプ機器に切り替えたり、効果的位置への配慮を行う。
- ①-9 区有施設での雨水利用を進めるとともに、雨水利用についての普及啓発を図る。
- ①-10 「ふれあいトーク宅配便」の講座を活用する環境学習の場を提供する。

〈担当課〉 ①-1～5, 9, 10 (*環境対策課)、①-6 (*建築指導課) ①-7 (*産業振興課)
①-8 (*道路課) (施設を有する各課・教育委員会) ①-10 (全課・教育委員会)

- ②-1 区有施設や学校への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システムの導入を図る。
- ②-2 住宅用再生可能エネルギー機器等の導入について、経費の一部を補助するなどの推進を図る。
- ②-3 事業所用太陽光発電システムの導入について、経費の一部を補助するなどの推進を図る。

〈担当課〉 ②-1～3 (*環境対策課)、②-1 (*施設課、施設を有する各課・教育委員会)

- ③-1 区有施設や学校へ都市排熱、下水道熱等の情報提供を図る。
- ③-2 学校などで清掃工場の排熱発電による電力購入・利用の促進を図る。

〈担当課〉 ③-1, 2 (*環境対策課、*施設を有する各課・教育委員会)

第5章
個別施策と各主体の取り組み

現 状	目 標 (H34)	備 考
55件 (H24)	500件 (H25～29累計)	
7件 (H23)	30件 (H25～27累計)	目標(H25～27累計)は、新宿区第二次実行計画の目標
33基 (H23)	3,200基 (H25～34累計)	
6施設	15施設	

基本目標4：地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

4-2. 地域エネルギーマネジメント¹⁾構築の促進

全国的にスマートコミュニティの形成に向けた動きが活発化していることを踏まえ、関連機器や設備の導入などにより新宿区における地域エネルギーマネジメント構築を促進します。

個別施策	区民	事業者
① 関連機器・設備の導入・開発促進	○スマートメーターから得られる情報（エネルギー消費の見える化）をうまく活用したライフスタイルを身につけるよう努める。	○スマートメーターから得られる情報（エネルギーデータ）の活用に努める。
② 地域エネルギーマネジメント構築の促進	○スマートコミュニティなどについての情報収集により意識を高めるよう努める。 ○HEMS（ホームエネルギー管理システム）の導入等によりエネルギー使用量の削減に努める。	○地域エネルギーマネジメントの構築に向けた機器やシステムなどの研究開発を行うよう努める。 ○BEMS*（建物ビルや工場へのエネルギー管理システム）等の導入等によりエネルギー使用量の削減に努める。 ○電力デマンド監視システム ²⁾ の設置に努める。
③ 蓄電などによるリスク管理	○電気自動車の災害時補助の活用システムの導入に努める。 ○家庭用蓄電池などの機器の導入に努める。	○自家発電システムや廃熱利用も含むコージェネレーションシステムの導入などを推進するよう努める。

環境指標

- スマートメーターの設置（家庭用）
- 電力デマンド監視システムの設置

¹⁾ エネルギーマネジメント

電気使用量の可視化や節電のための機器制御などにより、平時におけるエネルギー需給の最適制御や一体管理、災害時における電力確保など、効率的なエネルギー利用や管理を行うことです。

²⁾ 電力デマンド監視システム

大容量の電力を消費する工場などに導入されるもので、電気の使用状況や実態を把握・分析し、その結果をもとに「デマンド（需要）管理」を行うことでピーク電力の抑制などを行うシステムです。

担当課の*印は主管課

区	
①	スマートメーターの有効活用（見える化）を促進し、省エネの普及啓発を図る。 <p style="text-align: right;">〈担当課〉①（*環境対策課）</p>
②-1 ②-2 ②-3	②-1 地域冷暖房の高度化を促進する。 ②-2 スマートコミュニティなど高効率エネルギー利用に対応した都市構造の形成を図る。 ②-3 スマートハウス等建築物の省エネ型への普及啓発を図る。 <p style="text-align: right;">〈担当課〉②-1～3（*環境対策課、*都市計画課）</p>
③	再生可能エネルギーの導入や自家発電により、分散型エネルギー ¹⁾ の確保に努める。 <p style="text-align: right;">〈担当課〉③（*環境対策課）</p>

現 状	目 標（H34）	備 考
—	100%	スマートメーターの設置は電力事業者による
—	100件	

¹⁾ 分散型エネルギー

火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し、各家庭や事業所などに送電する従来のシステムに対し、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した電力を地域や家庭で作り、その地域内、家庭内などで使うことのできるシステムで、近年では災害時などの電力確保などのメリットにも注目されています。

基本目標5：地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます

5-1. 地球温暖化対策の推進

これまで「新宿区地球温暖化対策指針」に基づき進めてきた対策を踏まえ、温室効果ガス削減や低炭素な暮らしに向けた取り組みにより、地球温暖化対策を推進します。

個別施策	区民	事業者
① 温室効果ガス削減のための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○CO₂の排出が少ない機器を使用するよう努める。 ○「新宿の森」での森林保全体験などに積極的に参加するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○CO₂の排出が少ない事業活動を行うよう努める。 ○「新宿の森」での森林保全体験などに積極的に参加するよう努める。
② 低炭素な暮らしに向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道などの公共交通や自転車を利用するよう努める。 ○エコカー¹⁾の購入に努める。 ○マイカーの使用を控え、エコドライブ等を実践し、車社会のあり方やエコカーについて理解を深めるよう努める。 ○住宅の低炭素化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤・出張は公共交通を利用する他、短い距離の移動は自転車を利用するよう努める。 ○エコカーの購入に努める。 ○事業用車両の使用にあたっては、エコドライブの徹底を図るとともに、共同輸配送システム、物流システムの導入を検討し、効率的な自動車利用を図るよう努める。 ○各種自動車利用に関する規制を遵守するよう努める。 ○建築物・住宅の低炭素化に努める。

環境指標

- 温室効果ガス排出量（H2年比）
- 全公用車に対するエコカーの導入割合

1) エコカー

一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車の総称のことです。（用語集参照）

担当課の*印は主管課

区	
<p>①-1 区有施設や学校への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システムの導入を図る。(再掲)</p> <p>①-2 伊那市、沼田市、あきる野市の「新宿の森」での間伐等の森林保全活動を推進し、カーボン・オフセットによる区内のCO₂削減を図る。</p> <p>①-3 新しい都市づくりのための都市開発諸制度を活用した街づくりの推進を図る。</p> <p style="text-align: center;">〈担当課〉 ①-1 (*施設課)、①-1, 2 (*環境対策課、*教育委員会)、①-3 (*地域整備課)</p>	<p>②-1 公用車へのエコカーの導入を図る。</p> <p>②-2 エコカーのためのエネルギー供給施設の基盤整備を促進する。</p> <p>②-3 公共交通機関の利用、エコドライブ等について普及啓発に努める他、環境にやさしい車の普及を図る。また、駐車場設置者等に対して、アイドリングストップの掲示をするなどの環境に配慮した運営を指導する。</p> <p>②-4 駅周辺における歩行者優先の道路づくりを推進する。</p> <p>②-5 区有施設での雨水利用を進めるとともに、雨水利用についての普及啓発を図る。(再掲)</p> <p>②-6 見える化の看板を設置して、太陽光発電や雨水利用、みどりのカーテン等を設置していることをアピールし、普及啓発を図る。</p> <p>②-7 ふれあいトーク宅配便の講座を活用した環境学習の場を提供する。</p> <p>②-8 低炭素建築物・住宅の整備を推進する。</p> <p style="text-align: center;">〈担当課〉 ②-1 ~ 5 (*環境対策課、*交通対策課、*都市計画課、施設を有する各課・教育委員会) ②-6, 7 (*環境対策課、施設を有する各課・教育委員会) ②-8 (*建築指導課)</p>

現 状	目 標 (H34)	備 考
+17.5% (H21)	- 25% (H32)	目標 (H32) は、新宿区地球温暖化対策指針の目標
19.3%	100%	

基本目標5：地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます

5-2. ヒートアイランド対策の推進

国で示された「緩和策」（都市構造の改善）と「適応策」（適応策の普及促進）を踏まえ、これらを適切に組み合わせながら、ハード、ソフトの両面からヒートアイランド対策を推進します。

個別施策	区 民	事業者
① 都市構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○「新宿『みどりのカーテン』プロジェクト」などへの参加や緑化に努める。 ○公共施設（学校含む）の緑化に際しては、植え付け作業や維持管理に参加するよう努める。 ○ヒートアイランド現象に対する正確な知識を持ち、その緩和に向けた取り組みを実践するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化・壁面緑化の実施及び、「新宿『みどりのカーテン』プロジェクト」などへの参加や緑化に努める。 ○人的な参加に限らず、経費負担などの方法でも緑化推進に参加するよう努める。 ○事業活動や建築物等の人工排熱の削減に努める。
② 適応策の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防の知識を深め、実践するよう努める。 ○クールビズ*に努める。 ○各家庭や地域等で、打ち水を積極的に行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防の知識など、従業員への周知徹底を図るよう努める。 ○クールビズに努める。 ○「新宿打ち水大作戦」などのイベントの支援・参加に努める。

環境指標

- 緑被率（各年時点での調査）
- 環境配慮型舗装の整備面積（年間）
- みどりのカーテン数（年間）

担当課の*印は主管課

区	
<p>①-1 風の道考えたまちづくり（「水とみどりの環*」の形成、「七つの都市の森*」の保全・拡充、「風のみち（みどりの回廊）」の整備）を行う。</p> <p>①-2 民間施設の屋上・壁面緑化を「空中緑花」と位置付け、普及促進を図る。（再掲）</p> <p>①-3 新宿のシンボルとなる「りっぱな街路樹」のある道路空間を目指し、道路整備事業等にあわせて緑量のある街路樹を整備する。</p> <p>①-4 「新宿『みどりのカーテン』プロジェクト」を通じてヒートアイランド対策の普及啓発を図る。</p> <p>①-5 校庭芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン、体育館屋根の遮熱性塗装*などにより、エコスクールの整備を推進する。</p> <p>①-6 環境に配慮した道路舗装（遮熱透水性舗装*等）を実施することで、ヒートアイランド現象の抑制を目指す。</p> <p>①-7 都市開発時には、みどりや水辺空間創出を推進し、ヒートアイランド現象や地球温暖化を軽減するとともに、大気汚染や騒音・振動などの公害を起こさないよう配慮する。</p> <p>①-8 緑化計画書制度の対象となる建築行為等で、緑化や水面の創出を誘導する。</p> <p style="text-align: center;">〈担当課〉 ①-1, 2 (*みどり公園課)、①-3, 6 (*道路課)、①-4 (全課) ①-5 (*教育委員会)、①-7 (*みどり公園課、都市計画課)、①-8 (*みどり公園課)</p>	<p>②-1 熱中症の予防などヒートアイランド現象の適応策についての情報提供を行う。</p> <p>②-2 熱中症の予防と対応について、広報やホームページを通し、普及啓発を図る。</p> <p>②-3 「新宿打ち水大作戦」などのイベントを実施する。</p> <p style="text-align: center;">〈担当課〉 ②-1, 3 (*環境対策課)、②-2 (*健康推進課)、②-1～3 (全課・教育委員会)</p>

現 状	目 標 (H34)	備 考
17.87% (H22)	18.47% (H29)	目標 (H29) は、新宿区みどりの基本計画の目標
39,305m ² (H23現在累計)	50,305m ²	
1,731 枚 (H23)	2,000 枚 (H27)	目標 (H27) は、新宿区第二次実行計画の目標

第6章

推進体制と進行管理

この計画に掲げられている重点的な取り組みや各種施策が着実に実施され、適切な進行管理を行うための推進体制と進行管理について示します。

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第1章

計画の基本的事項

第2章

新宿区を取り巻く環境の現状

第3章

計画の目指すもの

第4章

重点的な取り組み

第5章

個別施策と各主体の取り組み

第6章

推進体制と進行管理

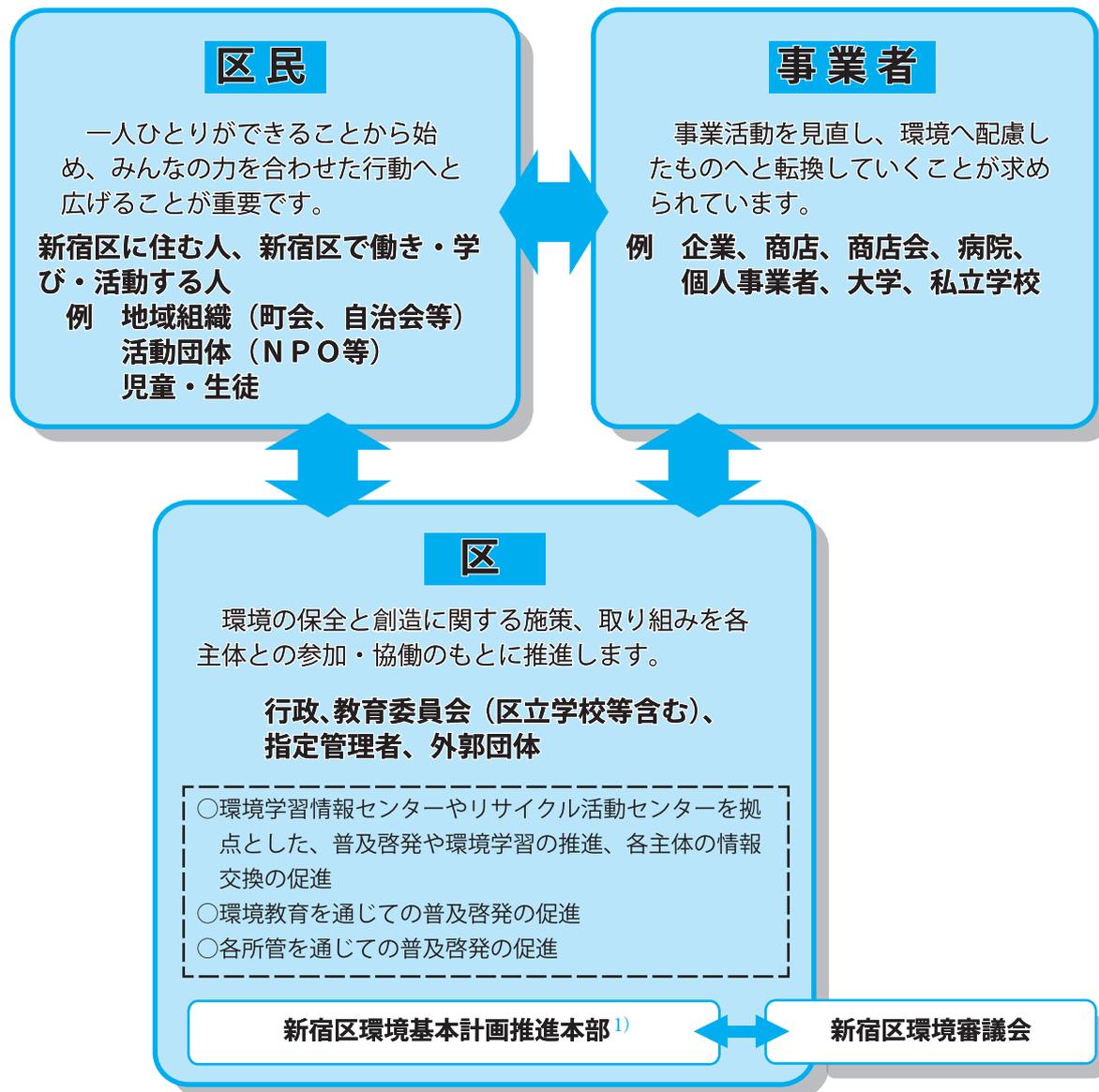
第6章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

この計画は、区民・事業者・区の3者の連携・協働により着実に実行していくものとし、このための推進体制を次のとおり設定します。

区は、新宿区環境基本計画推進本部が中心となり、この計画を適切に進行・管理します。また、区民・事業者と区が連携・協働して行う取り組みは、環境学習情報センター等を拠点として推進します。

図6-1 推進体制



¹⁾ 新宿区環境基本計画推進本部

区長を本部長、副区長及び教育長を副部長とし、各部長級及び小・中学校校長代表を構成メンバーとし、新宿区環境基本計画に基づく区の環境施策を包括的に推進する。

2 計画の進行管理

この計画は、新宿区環境基本計画推進本部が中心となり、以下の「PDCAサイクル」を基本として、目指すべき環境都市像の実現に向けた進行管理を行います。

① 計画 (P : Plan)

計画策定や見直しにより、目指すべき環境都市像や基本目標及び具体的な施策や取り組みなどを設定します。

② 実行 (D : Do)

計画に基づき、区民・事業者・区の3者の連携・協働により、具体的な取り組みを実行します。

③ 評価 (C : Check)

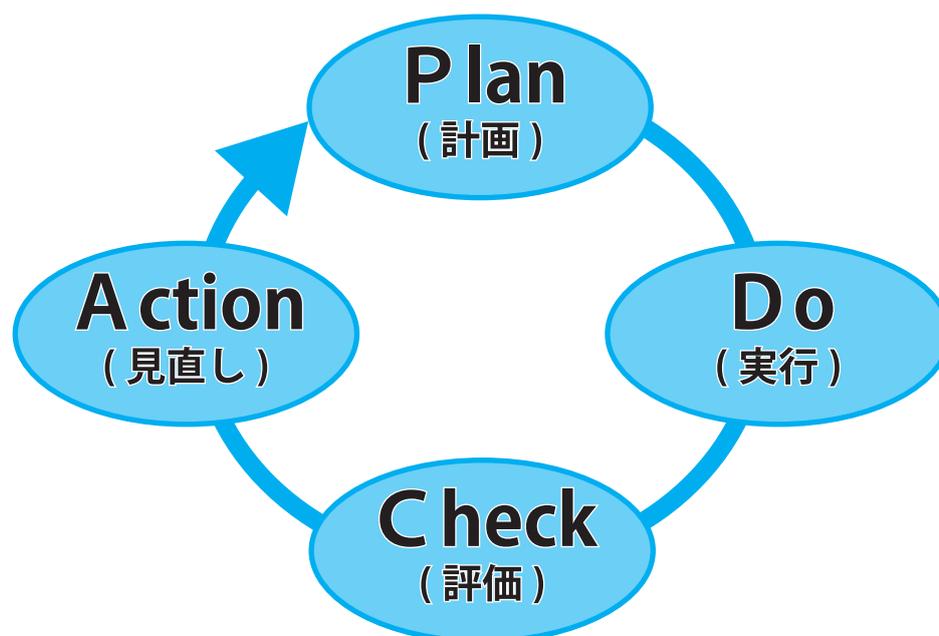
施策などの取り組み状況や環境指標の数値動向などにより、この計画の達成状況を評価します。なお、達成状況や評価結果は、毎年「環境白書」を通じて、区民・事業者に公表します。

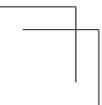
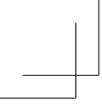
④ 見直し (A : Action)

評価結果に基づき、施策や取り組み内容を見直します。

また、社会経済状況の変化等を考慮し、5年を目途に計画全体の見直しを行います。

図6-2 進行管理 (PDCAサイクル) の概念図







資料編

●策定経緯

年月日	内 容	備 考
平成23年 9月5日	平成23年度 第1回環境審議会	「新宿区第二次環境基本計画」の策定について（諮問）
11月1日	平成23年度 第2回環境審議会	専門部会の設置について（報告） エネルギーに関する飯田哲也氏の講演と質疑
	第1回専門部会	新宿区環境基本計画策定専門部会設置について 新宿区第二次環境基本計画の策定について （1）新宿区第二次環境基本計画について （2）事前調査委託受託事業者について （3）策定スケジュールについて （4）現行基本計画における取り組みと進捗管理、社会的動向について
12月15日	第1回環境基本計画推進本部会議	新宿区第二次環境基本計画の策定について
平成24年 1月16日	第2回専門部会	社会的動向の把握 （1）近年の環境動向のトピック （2）国・都の計画の動向 （3）他自治体環境基本計画の参考事例 現計画の評価及び次期計画に向けての課題 新宿区第二次環境基本計画策定に向けて （1）新宿区第二次環境基本計画策定のための基本的事項の整理 （2）新宿区第二次環境基本計画の策定ポイント （3）新宿区第二次環境基本計画の基本目標再編（案）
1月26日	平成23年度 第3回環境審議会	新宿区第二次環境基本計画の策定について
3月28日	第2回環境基本計画推進本部会議	新宿区環境基本計画推進検討部会の設置について
5月10日	第3回専門部会	平成24年度新宿区環境基本計画策定専門部会のスケジュールについて 新宿区第二次環境基本計画策定に向けて 新宿区第二次環境基本計画策定に関わる区民・事業者アンケートについて
5月22日	平成24年度 第1回環境審議会	新宿区第二次環境基本計画の策定について
6月8日 ～21日	区民・事業者・学生アンケートの実施	区 民：1,800人 事業者：1,800事業者 学 生：221人 を対象に実施

年月日	内 容	備 考
7月10日	第4回専門部会	区民・事業者アンケート結果の速報について 「新宿区第二次環境基本計画」の構成について リーディングプロジェクトについて
7月19日	平成24年度 第2回環境審議会	会長・副会長の選任 新宿区第二次環境基本計画の策定について
7月30日	第3回環境基本計画推進本部会議	新宿区第二次環境基本計画策定の進捗状況について
8月8日	第5回専門部会	区民・事業者アンケート結果について 新宿区第二次環境基本計画パブリック・コメント素案について
8月20日	平成24年度 第3回環境審議会	新宿区第二次環境基本計画の策定について (1) 区民・事業者アンケート結果について (2) 新宿区第二次環境基本計画（素案）及びパブリック・コメントの実施について
10月4日	第4回環境基本計画推進本部会議	新宿区第二次環境基本計画素案決定
10月15日 ～11月14日	パブリック・コメント	意見等140件
	関係団体等への説明	エコライフ推進協議会、パートナーシップ会議、新宿区エコ事業者連絡会、日本語教室他185名
11月2日 ～6日	区民説明会	11/2 戸塚地域センター 11/3 四谷地域センター 11/6 牛込笹笥地域センター 参加者17名
11月19日	第6回専門部会	新宿区第二次環境基本計画パブリック・コメント結果報告
11月22日	平成24年度 第4回環境審議会	
12月19日	第5回環境基本計画推進本部会議	
12月26日	平成24年度 第5回環境審議会	「新宿区第二次環境基本計画」の策定について（答申）
平成25年 2月4日	第6回環境基本計画推進本部会議	「新宿区第二次環境基本計画」の決定

●委員名簿

新宿区環境審議会

	氏名	職業等	備考
学識経験者	丸田 頼一	千葉大学名誉教授・農学博士	会長
	安田 八十五	関東学院大学経済学部教授・工学博士	
	崎田 裕子	環境カウンセラー・環境省「中央環境審議会」委員 経済産業省「総合資源エネルギー調査会」委員	
	勝田 正文	早稲田大学理工学術院教授・工学博士	
	野村 恭子	あらた監査法人 サステナビリティ・サービス担当シニアマネジャー 環境学博士・技術士（環境部門）	副会長
その他の委員	井上 俊也	公募区民	H24.7.15～
	手塚 京子	公募区民	H24.7.15～
	近藤 恵美子	公募区民	H24.7.15～
	齋藤 朗	公募区民	H24.7.15～
	田村 恵美子	公募区民	H24.7.15～
	小野 栄子	公募区民	～ H24.7.14
	瀧口 洋	公募区民	～ H24.7.14
	福井 榮子	公募区民	～ H24.7.14
	犬塚 裕雅	公募区民	～ H24.7.14
	松井 千輝	公募区民	～ H24.7.14
	甲野 啓一	新宿区町会連合会理事	
	福田 泰也	東京商工会議所新宿支部事務局長	H24.7.15～
	小川 達夫	(株)三越伊勢丹ホールディングス 業務部 施設管財担当 施設環境マネージャー	～ H24.7.14
	鈴木 一末	東京都トラック協会新宿支部長	
	川村 祥二	東京電力(株) 新宿支社長	H24.10.1～
	戸梶 俊広	東京電力(株) 新宿支社長	～ H24.9.30
横山 武	東京ガス(株) 中央支店長		
区	伊藤 憲夫	環境清掃部長	

新宿区環境基本計画策定専門部会

	氏名	職業等	備考
学識経験者	野村 恭子	環境審議会副会長 あらた監査法人 サステナビリティ・サービス担当 シニアマネジャー 環境学博士・技術士（環境部門）	部会長
	勝田 正文	環境審議会委員 早稲田大学理工学術院教授・工学博士	副部会長
	崎田 裕子	環境審議会委員 環境カウンセラー・環境省「中央環境審議会」委員 経済産業省「総合資源エネルギー調査会」委員	
	工藤 拓毅	(財)日本エネルギー経済研究所 グリーンエネルギー認証センター副センター長	
	田中 充	法政大学地域研究センター 低炭素都市プロジェクト 研究代表 法政大学社会学部教授	
区民	小野 栄子	公募区民	
	瀧口 洋	公募区民	
	福井 榮子	公募区民	
	犬塚 裕雅	公募区民	
	松井 千輝	公募区民	
	甲野 啓一	環境審議会委員 町会連合会代表 (新宿区町会連合会理事)	
事業者	高萩 博之	東京電力(株) 新宿支社 副支社長	H24.6.1 ~
	谷島 聡	東京電力(株) 新宿支社 副支社長	~ H24.5.31
	望月 友子	(株)三越伊勢丹ホールディングス 業務部 施設管財担当 施設環境マネージャー	
	丸山 武	東京ガス(株) 中央支店 地域広報グループ 課長代理	

●第一次計画の総括

新宿区では「新宿区環境基本計画」の第一次計画を平成15（2003）年度に策定し、平成19（2007）年度に見直しを行いました。今回の第二次計画策定に際しては、第一次計画の評価と課題を検証し、目標の設定、各種取り組みや施策の検討の参考としました。

基本目標	個別目標	第一次計画の評価と課題
基本目標1 「ともに環境を改善する」	1-1 「環境の大切さを知る」 1-2 「連携により環境を改善する」	<p>〈評価〉</p> <p>○平成16年に開設された環境学習情報センターを拠点として、環境学習や環境活動が盛んに行われるなど、区民や事業者の環境に対する意識は第一次計画策定を契機に、確実に浸透し、醸成されてきている。</p> <p>〈課題〉</p> <p>○今後はこれらをいかに確実に持続性のある活動、行動に結び付けていくことが必要である。</p> <p>○そのため、環境意識の啓発、環境教育、環境情報の共有、協働・連携は、自然環境、生活環境、循環型社会の構築など全ての環境要素に関連する内容であることから、今後は目指すべき環境像実現のための柱として、各分野を横断的に網羅するような体系づくりも検討する必要がある。</p>
	1-3 「環境・経済・社会の統合的発展を目指す」	<p>〈評価〉</p> <p>○第一次計画では環境と経済の関係性を環境活動の一環として捉え、中小企業向けの融資制度や商店街主催の環境イベントなどの支援を行ってきたが、周知不足などにより、あまり活用されていない状況となっている。</p> <p>〈課題〉</p> <p>○近年では環境資源の価値化が見出され、環境ビジネスや環境産業など新たな産業の創出がひとつの大きな柱として確立されつつある。そのため、環境と経済の関係性については、意識啓発や連携、協働などとともに、環境を軸にしたまちづくりのもうひとつの柱として考え、さらなる活性化策を検討する必要がある。</p>
基本目標2 「みどり豊かで、安全・快適なまちをつくる」	2-1 「みどりとうるおいを増やす」	<p>〈評価〉</p> <p>○第一次計画では、都市の緑化など緑量確保に重点を置いており、緑被率の増加など緑化推進の効果が現れてきた。</p> <p>〈課題〉</p> <p>○緑化、緑量確保など、「新宿区みどりの基本計画」で所管すべき内容と重複する項目などについては、「新宿区みどりの基本計画」との役割分担を踏まえた項目の再精査が必要である。環境面からみた場合には、ヒートアイランド対策となる都市構造の改善という視点でのみどりの活用や生物多様性の保全、創出に関わる視点などを考慮する必要がある。環境基本計画として実効性の高い施策内容とする必要がある。</p>

基本目標	個別目標	第一次計画の評価と課題
	2-2 「まちをきれいにし、安全なまちにする」	<p>〈評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちの美化に関しては、条例などの法整備や監視活動などが進められ、一定の効果もみられるようになってきた。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○しかし、一步裏に入るとポイ捨てされたタバコの吸い殻が見られるなど、区民や来訪者のマナー向上も合わせ、今後も継続して行っていく必要がある。 ○路上不法占用物や放置自転車、違法駐車の問題については、環境負荷低減のための自転車利用の促進なども視野に入れた検討をしていく必要がある。
	2-3 「環境と景観に配慮したまちをつくる」	<p>〈評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成20年度に景観行政団体の指定を受け、景観法に基づく「景観計画」が施行されるなど、景観保全に向けた動きがみれるようになった。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後は「都市マスタープラン」や「景観計画」などと重複する内容については、環境基本計画として実効性の高い施策内容とするために、役割分担を踏まえた項目の再精査が必要である。
基本目標3 「資源を大切にしたり、循環型社会をつくる」	3-1 「ごみの発生を抑制する」 3-2 「リサイクルを推進する」	<p>〈評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル活動センターの事業などにより、ごみの減量化やリサイクル活動の促進など、資源循環型社会の考え方は区民に着実に浸透してきている。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後もさらなる3Rの促進とともに、熱回収や適正処分等の各対策をバランスよく進めていく必要がある。
基本目標4 「環境汚染をなくし、良好な生活環境をつくる」	4-1 「生活環境への負荷を減らす」 4-2 「車社会を見直す」	<p>〈評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染や水環境などの広域的な公害については改善方向にあるが、騒音や悪臭などの近隣公害は増えている。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区民の健康を今後も守るため、公害問題については、引き続き監視・規制指導などを行う必要がある。 ○車社会の問題について、排ガスなど有害な物質については他の公害問題と同様に今後も引き続き、監視・規制を続ける必要がある。また、CO₂排出などについては、都市構造の改善（交通流対策）なども含めて、地球温暖化・ヒートアイランド対策に再編するという方向も考えられる。
基本目標5 「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」	5-1 「地球温暖化対策を推進し、温室効果ガスを削減する」 5-2 「ヒートアイランド対策を推進する」	<p>〈評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新宿の森」におけるカーボン・オフセットの取り組みや、ヒートアイランド対策としての「打ち水大作戦」などが行われ、区民や事業者の意識も高まっている。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化やヒートアイランド現象は今後も重点的に対策を推進する必要がある。同時にエネルギー対策については、新宿区としてできること、都や国と連携すべきことなどを明確にしながら、効果的な対策を進める必要がある。

※第一次計画の総括の詳細については、区のホームページにて公表しています。

●環境行政のあゆみ

変遷の特徴		法令、出来事等	
昭和40年代 半ば頃	公害に対する規制行政のはじまり 典型7公害（大気、水質、騒音、 振動、悪臭、地盤沈下、土壌） 産業公害の沈静化	昭和42年	公害対策基本法
		昭和43年	大気汚染防止法 騒音規制法
昭和50年代 半ば頃	公害行政から環境行政への転換 （規制行政から快適環境の創造） 典型7公害から転換し、環 境を広くとらえて管理する	昭和45年	公害国会 PCB問題による
		昭和46年	環境庁設置 環境汚染表面化 水質汚濁防止法 悪臭防止法
平 成	都市・生活型公害の顕在化 （自動車公害・近隣公害） 地球環境問題の表面化 ○酸性雨被害、オゾンホー ル拡大	昭和47年	国連人間環境会議 （人間環境宣言・6月5日が世界環境デー）
		昭和51年	振動規制法
現 在	地球温暖化問題の深刻化 IPCC（気候変動に関する 政府間パネル）報告によ り警鐘	昭和63年	特定物質の規制等による オゾン層の保護に関する法律
		平成2年	地球温暖化防止行動計画
現 在	循環型・環境保全型社会の構築 ○ライフスタイルの見直し ○地球的規模で考え、足 もとから行動 ○環境への負荷の少ない 持続的発展が可能な社 会の構築 ○区民・事業者・行政のパート ナーシップの確立・協働	平成4年	自動車NOx法 国連環境開発会議（地球サミット）開 催・気候変動枠組条約締結
		平成5年	公害対策基本法廃止 環境基本法（環境の日）
現 在	地球温暖化問題の深刻化 IPCC（気候変動に関する 政府間パネル）報告によ り警鐘	平成6年	第一次環境基本計画 （循環、共生、参加、国際的取組）
		平成9年	新エネ法、省エネ法 京都議定書採択
現 在	東日本大震災を契機にエネ ルギー政策のあり方検討が 急務となる	平成10年	地球温暖化対策推進法
		平成11年	ダイオキシン類対策法 グリーン購入法
現 在	東日本大震災を契機にエネ ルギー政策のあり方検討が 急務となる	平成12年	第二次環境基本計画 循環型社会形成基本推進法
		平成14年	ヒートアイランド対策大綱 土壌汚染対策法
現 在	東日本大震災を契機にエネ ルギー政策のあり方検討が 急務となる	平成17年	京都議定書発効
		平成18年	第三次環境基本計画
現 在	東日本大震災を契機にエネ ルギー政策のあり方検討が 急務となる	平成19年	G8ハイリゲンダム・サミット開催
		平成20年	京都議定書第一約束期間開始 低炭素社会づくり行動計画 生物多様性基本法施行 地球温暖化対策推進法、省エネ法改正
現 在	東日本大震災を契機にエネ ルギー政策のあり方検討が 急務となる	平成21年	改正省エネ法施行
		平成22年	国際生物多様性年 生物多様性条約COP10（名古屋） エネルギー基本計画 新成長戦略策定 低炭素都市づくりガイドライン
現 在	東日本大震災を契機にエネ ルギー政策のあり方検討が 急務となる	平成24年	第四次環境基本計画策定 ヒートアイランド対策マニュアル 「都市の低炭素化の促進に関する法律」施行 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始 リオ+20開催

都条例等		新宿区の動き	
昭和44年	公害防止条例制定	昭和44年	建築部公害課設置
昭和45年	公害局設置 光化学スモッグ被害初めて発生	昭和45年	柳町鉛公害
昭和46年	ごみ戦争宣言	昭和47年	環境部設置（公害課・環境課）
昭和47年	江東区住民が杉並区のごみを実力阻止	昭和48年	緑と花の条例施行
昭和49年	酸性雨被害発生		
昭和50年	江東区、江戸川区を中心に 六価クロム銕さいによる土壌汚染問題	昭和52年	新宿駅周辺問題協議会設置
昭和55年	環境影響評価条例制定	昭和55年	新宿駅周辺環境浄化対策会議設置
昭和56年	公害局から環境保全局へ変更	昭和56年	新宿駅周辺問題対策委員会設置
昭和57年	トリクロロエチレンの地下水汚染判明	昭和57年	不用品即売会から「リサイクルバザー」と改称
昭和59年	緑の倍增計画		
昭和62年	環境管理計画策定	昭和63年	環境整備方針
平成3年	ごみ減量化行動計画 清掃工場建設計画策定	平成元年	みどりの基本計画策定
平成4年	廃棄物条例	平成2年	土木部みどりの課設置
平成6年	環境基本条例制定	平成3年	みどりの条例施行 景観まちづくり条例
平成7年	環境白書発行、以後定期発行	平成4年	環境公害課・リサイクル推進課設置(公害課・環境課合体)
平成8年	事業系ごみ全面有料化	平成5年	新宿リサイクル活動センター設置
平成9年	環境基本計画策定	平成6年	環境管理計画策定 環境都市宣言
平成10年	環境ホルモン問題化	平成7年	環境保全課設置（改名） リサイクル条例制定 みどりによる生物生息環境形成計画策定
平成13年	環境確保条例施行 (公害防止条例の抜本改定)	平成8年	環境基本条例制定 リサイクル推進計画策定
平成14年	自然保護条例施行 ヒートアイランド対策大綱 廃棄物処理計画策定 アスベスト問題表面化	平成9年	ポイ捨て禁止条例施行
平成18年	10年後の東京 (カーボンマイナス10年プロジェクト)	平成10年	環境行動指針策定
平成19年	東京都気候変動対策方針策定	平成11年	環境土木部環境保全課設置(環境部・土木部合体)
平成20年	環境確保条例改正(温暖化対策強化) 環境基本計画2008策定	平成12年	資源清掃対策室リサイクル清掃課設置(清掃事業区移管) ISO14001 認証取得 リサイクル及び一般廃棄物に関する条例制定 庁内地球温暖化対策実行計画策定
平成21年	東京都自然保護条例改正	平成13年	第2次庁内地球温暖化対策実行計画策定
平成22年	温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度	平成15年	環境基本計画策定
平成23年	東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について(中間とりまとめ)	平成16年	環境学習情報センター設置
平成24年	省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定	平成17年	環境白書(平成16年度版)発行、以後毎年発行 路上喫煙禁止条例制定 省エネルギー環境指針策定
		平成18年	第3次庁内地球温暖化対策実行計画策定
		平成19年	環境基本計画改定
		平成20年	環境清掃部環境対策課・生活環境課設置 一般廃棄物処理基本計画策定 ごみの新分別開始
		平成21年	みどりの基本計画改定
		平成22年	西早稲田リサイクル活動センター設置
		平成23年	地球温暖化対策指針策定 第4次庁内地球温暖化対策実行計画策定
		平成24年	景観まちづくり計画策定
		平成25年	第二次環境基本計画策定 一般廃棄物処理基本計画改定

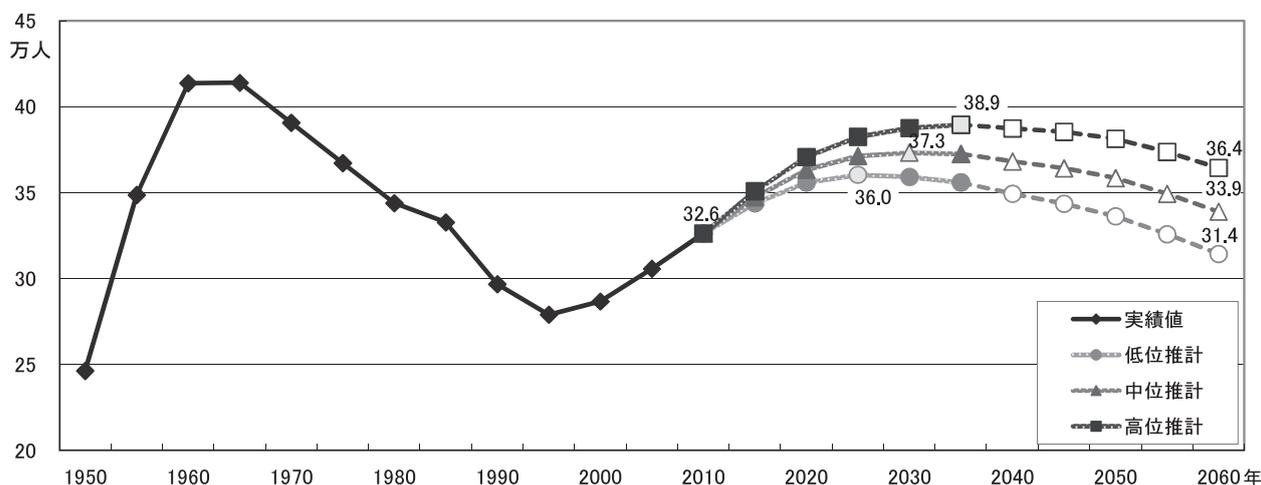
●区民・事業者等アンケートの実施概要

今回の計画策定にあたって、環境全般についての関心や意識、取り組み状況及び計画策定に必要な情報等を把握するために、区民及び区内の事業者等に対し意識調査を行いました。

■アンケートの実施概要

	区民アンケート	事業者アンケート	学生アンケート
対 象 者	平成24年4月末現在の15歳以上の区内在住者（日本人）	区内で操業する事業者	早稲田大学、目白大学
サ ン プ ル 数	1,800人 （郵送：1,200人） （WEB：600人）	1,800事業者 （郵送）	221人 （学校での配付・回収）
抽 出 方 法	住民基本台帳より無作為抽出（郵送分）	東京商工会議所の登録事業者から無作為抽出	—
回収数(回収率)	938票（52%） 郵送：343票（29%） WEB：595票（99%）	318票（18%）	221票（100%）
実 施 時 期	発送：平成24年6月8日 回収：平成24年6月18日	発送：平成24年6月12日 回収：平成24年6月21日	配付・回収 平成24年6月
そ の 他	新宿エコ隊への参加申込書を同封し、環境への意識啓発と活動促進を図りました。		

●国勢調査に基づく新宿区の将来推計人口



※2035年より以降は参考値

資料：新宿区（平成25年2月）

新宿区の将来推計人口は、当分の間、増加が続き、2030年前後にピークを迎えることが予想されます（高位推計では2035年の38.9万人、中位推計では2030年の37.3万人、低位推計では2025年の35.9万人）。

用語集（区の事業解説等含む）

ア行

用語	説明
秋の地域ごみゼロ運動	<p>区内には日頃から定期的に清掃活動を行っている団体が数多くありますが、年に数回、区内で一斉に清掃活動が行われ、多くの人が参加しています。</p> <p>秋の地域ごみゼロ運動は、毎年10月から12月に行われるもので、特別出張所管内ごとに日程を定めて実施しています。</p>
アスベスト	<p>石綿（「せきめん」「いしわた」）と呼ばれている天然鉱物で、以前は防音材、断熱材、保温材等で広く使用されましたが、現在では、健康被害の恐れがあるため、原則として製造等が禁止されています。</p> <p>区でもアスベストに関する相談・情報提供や、建築物のアスベスト対策費用の助成などに取り組んでいます。</p>
一般廃棄物	<p>産業廃棄物以外の廃棄物を指します。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。</p>
エコアクション21	<p>中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールです。</p> <p>幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。</p> <p>平成21（2009）年11月に、環境問題に関する昨今の様々な動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂しました。</p>
エコカー	<p>一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車の総称です。</p> <p>国が実施しているエコカー減税は、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車や、一定の燃費基準を達成した環境性能に優れた自動車を対象としており、こうした車をエコカーと呼んでいます。</p> <p>なお、新宿区は都内一事業者として東京都の自動車管理計画に基づき、公用車に東京都知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を図ります。</p>

用語	説明
エコドライブ	<p>環境に配慮した自動車の利用方法です。公益財団法人「交通エコロジー・モビリティ財団」では、以下の10の配慮を推奨しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やさしい発進を心がけましょう ・車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。 ・エンジンプレーキを積極的に使いましょう。 ・車内を冷やしすぎないようにしましょう。 ・無用なアイドリングを止めましょう。 ・エンジンをかけたら、すぐ出発しましょう。 ・出かける前に計画や準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。 ・タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備をしましょう。 ・不要な荷物を積まないようにしましょう。 ・渋滞などを招くことから、違法駐車はやめましょう。
エコリーダー養成講座	<p>環境活動を地域で実践したい方のための入門的な連続講座です。フィールドワークなども織り交ぜながら、色々な角度から新宿の環境について考えます。規定回数出席した人には、修了証が授与されます。</p>
エネルギーマネジメント	<p>電気使用量の可視化や節電のための機器制御などにより、平時におけるエネルギー需給の最適制御や一体管理、災害時における電力確保など、効率的なエネルギー利用や管理を行うことです。</p>
大久保つつじ	<p>「大久保」のまちで育てられた9種類(キリシマツツジ系(本霧島、八重霧島、紅霧島、紅の司、桔梗咲き霧島、東錦、日の出霧島)、リュウキュウツツジ系(白琉球、峰の松風)のつつじを総称した名称です。江戸時代に大久保地区で、火薬の材料である石灰や木炭を肥料に使ってつつじの栽培が行われていました。一時衰退した時期もありましたが、「大久保つつじ」への愛着は強く、戦後毎年「大久保つつじ祭り」が開かれるようになり、昭和47(1972)年には、区の花に指定されました。</p>
温室効果ガス	<p>大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体のことです。</p> <p>京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。</p>

カ行

用語	説明
カーボン・オフセット	<p>自らの日常生活や企業活動等によるCO₂排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現したCO₂排出削減や森林によるCO₂吸収等をもって相殺させることです。</p> <p>区ではカーボン・オフセット事業の一環として、長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市において、間伐や植林等の森林整備を行い、この森林のCO₂吸収量を区内で生じるCO₂排出量と相殺しています。</p>
外来種	<p>国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物のことです。</p> <p>これらのうち、持ち込まれた地域の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすものとして問題となっています。</p>
歌舞伎町クリーン作戦	<p>平成16(2004)年6月から行われているまち美化活動の一環です。地元商店街振興組合、民間事業者、ボランティア、区職員が参加し、毎週水曜日の午後3時から歌舞伎町の路上清掃活動を実施しています。</p>
環境に関するリスク	<p>人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせる恐れのこと、具体的には人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性のことです。</p>
神田川親水テラス	<p>戸塚地域センター前に整備した階段護岸などにより神田川に親しめる親水空間です。夏休み期間には一般開放を行い、小学生向けの環境教育講座なども実施しています。</p>
神田川ファンクラブ	<p>神田川をもっと身近に感じ、親しみを持ってもらうために行っている活動です。神田川に生息する生き物、神田川の水質、下水道の役割や水害対策など、様々な視点から神田川のことを考えます。</p>
神田川ふれあいコーナー	<p>戸塚地域センターに設けている、神田川に親しみ、ふれあい、学習するための拠点です。センター1階には大きな水槽、3階には神田川についてのパネルや模型などを展示しています。</p>
喫煙スポット	<p>新宿区は、平成17(2005)年8月から「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」により、区内全域で路上喫煙が禁止となりました。</p> <p>これに伴い、路上での分煙化を推進し、受動喫煙被害を防止するため、新宿駅周辺など8箇所の喫煙所（喫煙スポット）を設置し、歩きたばこや路上喫煙を防止しています。</p>

用語	説明
クールビズ	<p>主にオフィスでのエネルギー消費を抑えるための活動であり、冷房温度設定を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称のことです。</p> <p>「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表ですが、近年ではオフィス以外でも広く普及しつつあります。</p>
グリーン経済	<p>将来にわたり、持続可能な経済成長を実現するために、環境問題を経済の中心に据えて、環境を守りながら経済を発展させていくことです。</p> <p>その特徴として、①環境と経済の統合、②健全な生態系と環境を現在と将来の世代へ継承、③エネルギー・資源集約度削減、汚染削減、再生可能エネルギー・自然資源などのグリーン投資分野への重点的投資を通じ、環境保全と同時に雇用確保と経済発展を図ること、などがあげられます。</p>
グリーン購入 グリーン調達	<p>製品やサービスなどを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することで、新宿区でもグリーン購入を推進しています。</p> <p>消費者の観点では「グリーン購入」、生産者の観点では「グリーン調達」といいます。</p>
グリーン電力	<p>風力、太陽光、バイオマス、水力、地熱などを利用して発電した電力のことで、CO₂などの排出が少なく、環境への負荷が小さいことが特徴です。</p>
公園サポーター	<p>平成13（2001）年度からはじめられた公園サポーター制度に登録しているボランティアで、公園の管理を行う区民等のみなさんです。公園利用の活性化や快適な施設環境を実現するために、合意に基づいて園地の清掃や除草、施設の点検、花壇の手入れなどを行っています。公園と同様に道路の清掃などをされている「道のサポーター」と呼ばれる方々もいます。</p>
コージェネレーションシステム	<p>発電を行う際に発生した排熱を暖房や給湯等に利用するエネルギー供給システムです。発電と熱利用を同時に行うことから、高効率なシステムとして、さらなる普及が期待されます。</p> <p>西新宿地区で行われている地域冷暖房の取り組みもこのシステムを活用しています。</p>
ごみゼロデー	<p>毎年5月30日頃に実施されるもので、区内全域で一斉に美化清掃活動を実施しています。</p>

用語	説明
再生可能エネルギー	<p>太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことです。石油等に代わるクリーンなエネルギーとして、さらなる導入・普及の促進が望まれます。</p>
再生可能エネルギーの固定価格買取制度	<p>固定価格買取制度とは、「フィード・イン・タリフ制度」とも呼ばれ、再生可能エネルギー（太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など）により発電された電気の買取価格（タリフ）を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及・拡大を目的としたものです。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電でき、ドイツ、スペインなどでの導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価されています。</p> <p>日本では、平成24（2012）年7月から、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に買取りを義務付けています。</p>
産業廃棄物	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。</p>
遮熱性塗装	<p>屋根に塗装するだけで省エネ効果がある塗料で、夏季の太陽熱を反射させ、表面温度の上昇を防ぎ、室内環境の向上、冷房費の節約に役立ちます。</p>
遮熱透水性舗装	<p>ヒートアイランド対策となる舗装工法の一つで、アスファルトなどの舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布し、夏季における昼間の路面温度上昇の低減や夜間の舗装からの放熱量を抑えるものです。</p> <p>区ではこの遮熱透水性舗装の他に、保水性舗装や遮熱排水舗装などの環境配慮型舗装を推進しています。</p>
集団回収	<p>住民の方が10世帯以上集まり、回収日時・場所・品目を決め、不用になったものを回収業者に引き渡す自主的なりサイクル活動です。</p> <p>区では400以上の団体が登録団体として活動しています。</p>
資源循環型社会	<p>ごみの発生抑制・再生利用・適正処理により、地球環境への負荷を最小限に抑え、資源が循環する社会のことです。</p>

用語	説明
省エネナビ	<p>家庭の電気使用量が一目でわかる機器です。電気使用量が目標値を上回ると赤いランプで知らせ、自然と省エネを心がけた生活ができるようになります。</p> <p>区では、無料で省エネナビの貸出しを実施しています。</p>
省エネルギー診断	<p>事務所、工場、店舗、自社ビル、テナントビルなどを対象に、エネルギー使用に関する問題点の指摘、コスト削減と省エネルギーの観点からの専門家による診断、さらには改善策の提案を行うものです。</p> <p>区では、区内の小規模な事務所等を対象に、無料で診断を実施しています。</p>
人工排熱	<p>都市活動において消費されたエネルギーが最終的に排熱として環境中へと放出されることをいいます。</p> <p>具体的には、夏季の空調排熱や自動車からの排熱等があり、ヒートアイランド現象の要因の一つとなっており、区でも対策が必要となっています。</p>
新宿打ち水大作戦	<p>打ち水とは、コンクリートやアスファルト舗装の道路などに水をまき、気化熱によって周囲の気温を低下させる昔からのエコな風習です。</p> <p>区では、毎年7月から9月までの間、区内の各地域で打ち水の実施を呼びかける「新宿打ち水大作戦」を実施しています。毎年多くの家庭、事業者、団体が参加して、区内のあらゆる場所で打ち水が実施されています。</p>
新宿エコ自慢ポイント	<p>レジ袋（紙袋）等の辞退を促進するとともに、環境問題やごみ問題全般についての意識啓発と実践を定着させるため、新宿区3R推進協議会の提唱により平成20(2008)年7月から実施されています。</p> <p>レジ袋等を辞退したことが分かるレシートやスタンプカードを集めて登録すると、貯まったポイントで景品等に交換できる仕組みになっています。</p>
新宿エコ隊	<p>区内でのCO₂排出削減量を算出するためのモニターとなり、率先してCO₂排出削減に取り組む区民・事業者の方々です。</p> <p>区で配布しているパンフレット「新宿エコ隊大募集！！」のCO₂削減チェック表に記入して区に提出すると、隊員として登録されます。隊員の方には、CO₂排出削減の成果を随時報告していただく他、「新宿の森」での下草刈りツアー情報など、環境に関する様々な情報提供を実施しています。平成24(2012)年6月からは、区内通学者を対象に区ホームページで「新宿エコ隊学生版」の募集を実施しています。</p>

用語	説明
新宿区3R推進協議会	<p>資源循環型生活スタイルの確立に向け、新宿区における3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を効果的に推進するために、平成20（2008）年4月に、区民、事業者、区の三者が協働し設立した協議会です。</p> <p>レジ袋の辞退などの環境に配慮した行動をポイントに換算して貯める「新宿エコ自慢ポイント」や3R推進キャンペーンイベントの実施の他、平成21（2009）年には「3R協働宣言」を行うなど、新宿からエコな暮らしを発信しています。</p>
新宿の森	<p>平成21（2009）年に長野県伊那市、平成22（2010）年に群馬県沼田市、平成23（2011）年には東京都あきる野市に開設した森林のことで、間伐、下草刈りなどを区民、事業者と実施し、森林整備によるカーボン・オフセット事業や環境学習の場として活用しています。</p>
新成長戦略	<p>平成22（2010）年6月18日に閣議決定された、経済成長戦略のことです。</p> <p>強みを活かす成長分野として、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略及びライフ・イノベーションによる健康大国戦略を掲げるとともに、これらのほかアジア経済戦略、観光立国・地域活性化戦略、科学・技術・情報通信立国戦略、雇用・人材戦略及び金融戦略の7つの戦略分野について基本方針と目標を定めています。</p>
スマートコミュニティ	<p>家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。</p> <p>一般家庭設置のスマートメーターも、スマートコミュニティを形成する一つの取り組みといえます。</p>
スマートハウス	<p>家庭において、環境技術と情報通信技術との融合により生活の快適性を損なわず、エネルギー利用の最適化を実現する家のことです。</p> <p>併せて、ライフスタイル変革や環境配慮への継続的な行動を促進する「家庭エネルギー情報の見える化」や「家庭エネルギーの制御」も目指しています。</p>
スマートメーター	<p>エアコンや照明などの家電機器や事業所内の設備を、電気、ガス、水道等の各種メーターと無線通信機能等により接続することによって、各機器の稼動状況などを把握・管理するためのメーターのことです。</p> <p>これによりリアルタイムでエネルギーの使用状況を把握できるため、エネルギー利用の「見える化」が図られ、ユーザーの省エネ活動を間接的に促すことが期待されます。</p>

用語	説明
生物多様性	<p>全ての生物が、遺伝子、種、生態系（ある一定の区域に存在する動植物と、水や大気、土といった非生物的環境とのまとまり）や生物間相互の作用といった点で多様であることを指します。</p> <p>多様な生物で構成された生態系は、人間に様々な利益をもたらします。このような生物多様性による自然の恩恵のことを「生態系サービス」といいます。生態系サービスは、土壌形成や栄養塩循環などの基盤サービス、食糧や水の供給といった供給サービス、気候や病気の制御といった調節サービスと、レクリエーションや象徴性といった文化的サービスに分類されます。</p> <p>昨今は開発・乱獲や地球温暖化、人の生活様式の変化、外来種問題等により、生物多様性は急速に失われつつあります。</p> <p>平成22（2010）年に名古屋市で、「いのちの共生を、未来へ（Life in Harmony, into the Future）」をスローガンとし、世界各地から180の締約国が参加しCOP10が開催され、最も大きな成果として、生物多様性に関する新たな世界目標（ポスト2010年目標）である「愛知目標」とABS（遺伝資源の利用から生じる利益の構成で衡平な配分）に関する「名古屋議定書」が採択されました。特に名古屋議定書については、条約発効以来議論が続けられてきたABSを達成するための法的拘束力のある国際的枠組みが採択されたものであり、生物多様性条約にとって新たな時代の幕開けとなったといえ、生物多様性を守る取り組みが進んでいます。</p>

夕行

用語	説明
太陽熱温水器	屋根の上に設置した集熱器が貯湯タンクに熱を伝えるもので、お風呂などに使用する温水を供給するものです。飲用にはできません。
太陽熱給湯システム	太陽の熱を給湯に利用するもので、屋根の上の集熱器からの熱が地上の貯湯タンクの水を温めます。補助熱源も併設されており、飲用や真冬にも熱湯が給湯できるなど、家庭内の給湯全般を行います。
低炭素な暮らし	地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占めるのがCO ₂ です。低炭素な暮らしとは、生活スタイルを省エネ型にするなどCO ₂ 排出量削減に配慮した暮らし方のことです。
出前講座	環境学習情報センターが学校や地域での環境学習の支援のため、スタッフや専門家を派遣するものです。これまで「エコバッグづくり」「ふろしきレッスン」「稲作体験学習」などを実施しました。

用語	説明
電力デマンド監視システム	大容量の電力を消費する工場などに導入されるシステムで、電気の使用状況や実態を把握・分析し、その結果をもとにデマンド監視装置で「デマンド（需要）管理」を行うことでピーク電力の抑制などを行うものです。
ドーハ・クライメート・ゲートウェイ	平成24（2012）年12月にカタールのドーハで開催された第18回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP18）で採択された一連の合意の呼称で「新体制に向けた入口」という意味です。 平成32（2020）年に発足される新体制に向けた作業計画の立案や京都議定書の第2約束期間を平成25（2013）年1月から8年間設けることなどを盛り込んだ合意が採択されました。

ナ行

用語	説明
内藤とうがらし	江戸時代の内藤新宿一帯（現在の四谷界限）で栽培されていたとうがらしで、秋になると赤い絨毯が敷かれた様な光景が見られたと伝えられています。近年、地域独自の郷土種ということで、生物多様性の観点などから、その復活に向けた活動が行われるようになりました。
七つの都市の森	「新宿区都市マスタープラン」で定められている、新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを指します。
年末クリーン作戦	区が毎年12月中旬に実施するもので、新宿駅東口・西口周辺地区、歌舞伎町地区で一斉に美化清掃活動を実施しています。

ハ行

用語	説明
ヒートアイランド現象	主に市街地において、人工建造物等の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。 地上の気温分布を示す等温線が、都心部を中心として島状に市街地を取り巻くことから、ヒートアイランド（熱の島）といわれています。

用語	説明
ヒートポンプ給湯器	電気の力で大気を圧縮させ、発生した熱でお湯を沸かすものです。オール電化住宅への設置が増えています。
ビオトープ	生き物の生息する場所のことで、森林、湖沼、草地、河川、湿地、干潟などが代表的な例です。身近なところでは、多様な生き物たちが形づくる小さな生態系をビオトープとして捉えることもあります。区内では、新宿中央公園や小学校などにビオトープが設置され、環境を考える総合学習などに利用されています。
美化推進重点地区	ゴミの散乱が著しく、特に改善を図っていく必要がある地域で、新宿駅東口周辺地区、同西口周辺地区、高田馬場駅周辺区の3地区を指定しています。
ふれあいトーク宅配便	区職員が地域や区民のみなさんのもとへ出向き、行政の取り組みや職員の専門的知識を生かした話などを届けるサービスです。暮らしに身近な問題から行政に係わる専門的な話まで、様々な講座を用意しています。
分散型エネルギー	火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し、各家庭や事業所などに送電する従来のシステムに対し、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した電力を地域や家庭で作り、その地域内、家庭内などで使うことのできるシステムで、近年では災害時などの電力確保などのメリットも注目されています。

マ行

用語	説明
水とみどりの環	「新宿区都市マスタープラン」で定められている、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりのことです。新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを指します。
みどりのカーテン	ゴーヤやアサガオ、ヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁を覆い、強い夏の日差しを和らげ室温の上昇を抑えるものです。新宿区でも区内の家庭、事業所、区有施設に、身近で始める地球温暖化・ヒートアイランド対策として、新宿「みどりのカーテンプロジェクト」に取り組んでいます。
もいちど倶楽部	リサイクル活動センター内で行われているもので、家庭で不用になった衣類等を展示・販売しています。売上金は出品した方の収入になり、売れなかった品物は持ち帰って頂くシステムです。

ウ行

用語	説明
緑被率	ある地域における緑地（被）面積の占める割合のことで、平面的な緑の量を把握するための指標です。 新宿区では5年ごとに調査を行っており、平成22（2010）年度の調査結果では緑被率は17.87%となっており、前回調査の平成17（2005）年度から微増となっています。
用語	説明
路上喫煙禁止パトロール	路上喫煙禁止パトロール員などにより、区内の主要駅周辺で路上または歩行喫煙者に対し、条例により路上喫煙が禁止されている旨を伝えるなどの巡回・指導を実施しています。

ワ行

用語	説明
早稲田のみょうが	江戸時代に早稲田地区で栽培されていた江戸野菜のことです。明治以降の宅地化やみょうが畑の減少により、一時姿を消しましたが、近年、早稲田大学の学生たちで結成された「早稲田みょうが捜索隊」により発見され、栽培復活されました。

英語表記等

用語	説明
BEMS (HEMS、FEMS、CEMS)	「Building and Energy Management System」の略称で、ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのことです。商業ビルの多い新宿区においては、このシステムの導入により大きな効果が得られると期待されています。 同様に電気使用量の可視化、節電のための機器制御などを行うシステムのうち、住宅向けを「HEMS」、工場向けを「FEMS」、これらを含む地域全体向けを「CEMS」といいます。
ISO14001	国際標準化機構が定めた、環境マネジメントの仕様の規格のことです。企業や自治体などが自主的に環境保全に関する取り組みを進めるために、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むための体制や手続きを整えた仕組みです。 新宿区は、区役所の事業活動に伴う環境への影響を計画的に管理するため、平成12（2000）年から認証取得し運用しています。

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあつて、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人びとが、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

- 一 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。
- 一 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。
- 一 私たちは、自然環境とのきずなを深め、様々な生物がともに生きる環境づくりをめざします。
- 一 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成6年6月5日 新宿区